

要保護児童対策地域協議会  
(子どもを守る地域ネットワーク)  
スタートアップマニュアル

## 【目 次】

1. スタートアップマニュアル概要・・・・・・・・・・P 1
2. 本 文・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
3. 【別冊】事例集・・・・・・・・・・P 17

# スタートアップマニュアル概要



要保護児童対策地域協議会  
(子どもを守る地域ネットワーク)  
スタートアップマニュアル



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

このマニュアルは



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

- ① これから、要保護児童対策地域協議会を立ち上げようとしている自治体
- ② どのように運営すればいいのか、とまどっている自治体
- ③ 虐待防止ネットワークからの移行が進んでいない自治体など

の 関係者向けに作成しました。

これらの方々の  
参考になれば幸いです。

「地域協議会」を設置することによって  
何が変わるのでしょうか？



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

○地域協議会が創設され、機能することにより、  
次のような変化が期待されています。

①早期発見・対応

- 児童虐待等の情報が調整機関に一元化
  - 関係機関等の連携した対応
    - ・気になるレベルでのケース紹介
    - ・たらい回しや放置ケースが減少
- ↓
- 深刻化する前に対応

②関係機関の連携

- 関係機関等のメンバーが顔見知り！
    - ・相互理解の推進
    - ・多様な視点からの情報入手が可能
- ↓
- ケースの理解・援助方針を多角的・総合的に検討可能
  - ケースの押しつけ合いが解消
  - 関係機関等の特色を生かした多様な援助が可能に

③担当者の意識変化

- 「仲間」としての連帯感向上
  - 関係者全員で問題を共有
- ↓
- 認識・対応の温度差解消
  - 援助の質の向上
  - 地域での対応が可能となるケース

「虐待防止ネットワーク」があるのに  
「地域協議会」が必要ですか？



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

○子どもの虐待防止だけでなく、支援を要するすべての  
子どもを視野に入れた地域協議会が必要です。

①守秘義務が課されることで、民間団体等も参加した幅広い関係機関での  
情報共有化が図れる。

②調整機関が設置されることで、相談・援助等の情報が集約されるため、的  
確な援助方針の策定や役割分担、援助の進行管理ができる。

③各関係機関等が、各々の特色を活かしながら、責任を持って要保護児童と  
その家族を生活圏で援助できる。

④身近なところに設置されることで住民の理解が進み、要保護児童等の通報  
もしやすくなるため、早期発見・早期対応が容易になる。

## どうい手順で地域協議会を 設立するのでしょうか？



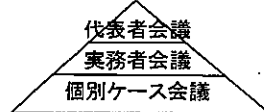
オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

○ここでは、①設立まで、②設立後当初、③設立1年目、  
④設立2年目、⑤3年目以降と、順を追って説明します。

### 設立まで

#### 新たに地域協議会を立ち上げる場合

- ① 調整機関及び構成メンバーの決定
- ② 調整機関内で、運営のあり方を検討
- ③ 関係機関への参加の呼びかけ
- ④ 要綱の作成、地域協議会設立の公示
- ⑤ 都道府県(児童相談所)との連携
- ⑥ 関係機関への周知徹底
- ⑦ 開催方法・頻度



#### 虐待防止ネットから地域協議会へ

- ① 関係者・関係機関への動機づけ
- ② 地域協議会構成機関の決定と参加要請

地域協議会設立に消極的な機関には、

ネットと協議会の法的・制度的違いや  
利点を説明し理解を求める。

## 設立後、最初にすることは何ですか？



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

### 設立後当初

- ① 関係機関のメンバー同士が顔の見える関係になる。

・今ある連携(つながり)を関係機関すべてに拡大

・「本音」の連携を目指し、会議の開催に加え、その後に交流会を持つなど、  
関係者が顔見知りになるよう工夫

- ② 児童虐待等への対応の基本をつかむ。

・児童虐待の基本的知識、事例の見立て方や対応方法等の基本を習得

・参加する機関にとってもメリットを感じやすいように、成果が見込める事例からスタート

・児童福祉司・学識経験者(アドバイザー)などからの研修・指導

設立1年目です。運営を軌道にのせるためには、  
どんな取り組みが必要ですか？



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

### 設立1年目

#### ① 関係機関どうしの連携を強化する。

- ・ある機関の講習会等に、他機関のメンバーを招待するなど、交流の促進  
(関係機関への見学会を行うこともよい。)
- ・関係機関同士で、児童虐待の個別の研究会や勉強会、意見交換会の開催  
(先進地の取組みを視察することもよい。)

※留意点：事例への対応について「意見は述べるが、批判はしない」というルールづくりが重要

#### ② 児童虐待等への対応力をつける。

- ・具体的な事例を用いて、見立て方、対応方法を習得
- ・関係機関の特性を理解
- ・関係機関相互の対応の温度差を修正
- ・児童福祉司・学識経験者(アドバイザー)などからの研修・指導
- ・機関ごとにアセスメントなどの様式が違う場合は、関係機関が話し合って様式を共通化

2年目を迎え、少し先が見えるようになってきました。  
今後気をつけることは何ですか。



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

### 設立2年目

#### ① 児童虐待への対応について、総合力をつける。

- ・年齢別(新生児・乳児期・学齢期前・小学校など)、種類別(身体的虐待、ネグレクト等)、  
養育環境別(精神不安定の母親、ひとり親家庭など)といったさまざまな事例を用いた検討  
による総合力の向上
- ・ケースの重症度などアセスメント力の向上
- ・再発防止に向けた援助方法の検討
- ・課題解決に向けて専門家の研修・指導を受けるなどにより、専門性を向上

#### ② 地域としての新たな課題を設定し、専門性を高める。

- ・地域協議会(又は地域)として、新たな課題を設定
- ・実務者会議等のメンバーが、所属機関で虐待対応の指導的役割を担い、各機関の対応力を  
向上



3年目になり、メンバーの入替も  
ありました。今後心がけることを教えてください。



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

### 設立3年目以降

人事異動などにより、実務者会議のメンバーが変わるなど、援助の質、取り組みの姿勢、  
チームワーク(信頼感)の維持向上が課題



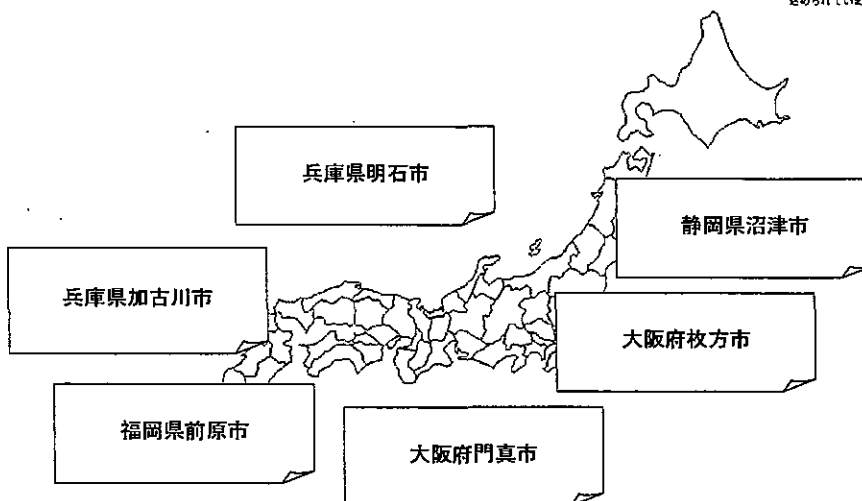
新メンバーにこれまでのやり方を理解していただくと同時に、新たな気持ちで運営方法などを  
振り返り、適宜改善

年2回程度(夏と年度末など)、各市町村の現状と課題、今後の取組を実務者会議参加者で検討

参考になる市町村の  
実践事例を教えてください。



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。





本

文



## 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク） スタートアップマニュアル

本マニュアルは、厚生労働科学研究「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」（※）において、新たに「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」（以下「地域協議会」という。）をスタートしようとする自治体の関係者を念頭に、地域協議会の設置によって何が変わるのか、どのように運営していけばよいのかなど、地域協議会の設置・運営に当たり、まずは必要となる知識、ノウハウなどをとりまとめたものである。

なお、この地域協議会は、児童虐待への対応の最前線に立つ市町村の中核となる組織であり、その運営の在り方次第で、地域における子どもたちの安全と幸せが大きく左右されることが考えられる。

このため、本マニュアルが、これから地域協議会を立ち上げようとする自治体、どのように運営すればよいのか戸惑っている自治体等の関係者の方々にとって、参考となれば幸いである。

※ 厚生労働科学研究「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」は、研究者：加藤曜子（流通科学大学教授）、研究協力者：安部計彦（西南学院大学准教授）らによって実施。

### 地域協議会の設置によって、何が変わるのか。

○地域協議会が設置され、機能することによって、次のような変化が期待される。

#### ①早期発見・早期対応

- ・子育て支援にかかわる機関連携が向上することで、学齢期前（新生児・乳児期・幼児期）など早期の段階での児童虐待の発見が増える。
- ・子どもの安全への認識が深まり、予防的対応がとりやすくなる。

- ・地域協議会に関する事務を総括する「要保護児童対策調整機関」（以下「調整機関」という。）に児童虐待等の情報が集約されるため、関係機関の連携した対応がスムーズになるとともに、ケースのたらい回しや放置がなくなる。
- ・関係者が定期的に顔を合わせることでお互いの機能を知り、「気になるレベル」でケースを紹介しあうことで、虐待が深刻化する前に関係者間で対応が図られる。

## ②関係機関の連携

- ・関係機関のメンバー同士が顔見知りになり、相互理解が図られることで、ケースの押し付け合いがなくなり、役割分担を決めつつ、協力しながら支援を行うことができる。
- ・関係機関が連携することで、「『別の機関に紹介したから大丈夫、相手機関が動いているはず』など、思い込みや期待で安心し、事実を確認しないまま結局どの機関もかかわっていなかった」といった事態を防ぐことができる。
- ・同じ事例を複数の機関が個別に対応していたのでは、情報の共有や連携を図りながらの対応は難しい。しかし、各機関は、子どもの安全を願う目的が同じであるため、地域協議会を通じてつながりが強化され、連携の取れた対応を図ることができる。
- ・関係機関が集まって情報交換することで、多方面からの情報を基に、多角的・総合的にケースの理解や援助方針が検討できるようになり、適切な支援が可能となる。
- ・他の機関と連携することで子どもや家庭の状況の把握や理解が深まり、援助の質をあげることができる。
- ・子どもが施設に入所中であっても、地域の関係機関に児童相談所から情報を伝えることで、帰省中の見守りが行われたり、家庭引き取りに向けての地域の体制づくりや家族への援助を行うことができる。

## ③担当者の意識変化

- ・担当者一人だけがケースを抱え込むという危険性や過重な負担が生じるといったことがなくなり、関係する機関全体で問題を共有することができるようになる。
- ・他の機関と協働して同じケースにかかわることで担当者の不安や孤立感が減り、「仲間」としての連帯感が生じる。
- ・児童虐待等の要保護児童に対する認識が高まり、児童虐待等への対応の温度差がなくなり、重症度、危険度が高いケースへの対応が早くなる。

- ・地域協議会の実務者会議等のメンバーは、多様なケースとその対応を検討することによって能力が高まり、それぞれの所属機関における虐待対応の指導的役割を担う意識が生まれ、各機関における児童虐待への対応力が高まる。
- ・援助を行うケースが多くなると、経験の積み重ねや各機関の役割がわかり、相談への対応力が向上する。
- ・長期的な支援が必要なケースについて、以前は児童相談所での対応や施設入所等での解決を望むことが多かったが、関係機関が連携して対応することにより、地域（市町村）レベルで支援可能なケースが増加する。

どういふ手順で設立し、運営していけばよいか。

（設立まで → 設立後当初 → 1年目 → 2年目以降）

## 1. 『設立』まで

1) 「虐待防止ネットワーク」が存在せず、直接、新たに「地域協議会」を立ち上げる市町村

### ①調整機関及び構成メンバーを決定する

- ・市町村内部において、児童相談所や関係する機関から児童虐待等の対応についての意見・考え方を聞くなどして、児童虐待等の現状認識を深めるとともに、地域協議会の設置の必要性と動機付けを高める。特に保健部門と福祉部門との足並みをそろえることが重要である。
- ・調整機関となることが予定されている組織は、市町村の教育、福祉、保健担当部局のほか、関連する部局や児童相談所の参加により設置検討会議を開催し、地域協議会設立への理解を得るとともに、市町村内部の関係部局や児童相談所と継続的に連携が図られるような体制づくりを目指す。
- ・調整機関の職員については、関係機関相互のコーディネートを行うことから、常勤の専任職員の配置が望ましい。また、児童相談所OBなど児童福祉司の資格を有する者のほか、保健師、保育士の専門職や家庭相談員などを専任職員として相談部門に配置すると同時に、予算獲得や事業の企画、庁舎内の調整、広報、研修会開催などの業務を担当する行政職の両方を配置することが望ましい。

- ・教育や警察との連携強化を図るため、人事交流等を活用し、調整機関に教育委員会の指導主事などの職員を配置することも考えられる。

## ②調整機関内で、運営のあり方について検討を行う

- ・地域協議会で取扱う対象範囲については、児童虐待のほか、非行、配偶者からの暴力（DV）なども想定される。設立当初は、児童虐待から始めるとしても、地域協議会の展開状況等を見極めながら、その対象範囲の拡大も検討する。
- ・すでに立ち上がった他の自治体の要綱を取り寄せるなど、幅広く地域協議会の設立や運営についての資料を収集するとともに、活動方法や効果についても調べる。

## ③関係機関に参加の呼びかけを行う

- ・選定された関係機関には、まず、各機関の代表者に調整機関の担当主管課（室）長と担当者が共に出向き、地域協議会の意義、役割などの説明を行い、地域協議会への理解を得ながら参加の要請を行う。

なお、特に実務者会議メンバーにおいては、事例の検討、ケース管理等も行うため、児童虐待等の対応に関する知識や経験があり、かつ、積極的に取り組んでいただける方の参加が望ましい。

- ・関係機関の参加の呼びかけに際し、地域協議会の守秘義務等の説明を行い、地域協議会への理解を図るとともに、地域協議会への情報提供の協力についても要請を行う（医療機関関係者や保健師など）。

## ④要綱を作成し、公示する

- ・「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」に基づき、関係機関と協議、調整を行い、設立運営要綱等を文書化、制度化しておく。また、地域協議会を設立した時は、必ず公示を行う。

## ⑤都道府県（児童相談所）との連携を図る

- ・都道府県から、すでに立ち上がっている他の市町村の要綱等の資料提供を受けるとともに、積極的に地域協議会の設立や運営方法に対する助言・指導を受ける。
- ・都道府県が実施する研修に積極的に参加するとともに、都道府県が作成したマニュアル等を活用する。
- ・児童相談所から専門家の派遣・配置などを受け、各会議の運営や具体的な事例の見立て等について助言・指導を受けて、地域協議会のレベルアップを図る。



## ⑥運営に関し、関係機関への周知徹底を図る

- ・児童虐待等の事例が発生した場合、「これぐらいの案件なら、私の機関だけで大丈夫」と判断せず、地域協議会の調整機関に連絡（通告）し、情報を共有しながら協力して対応することの意義を徹底する。
- ・地域協議会の守秘義務等を説明し、児童虐待等の事例について、「どこまで話をしているのか」という不安を解消する。逆に、守秘義務に違反した場合の罰則等についても説明しておく。
- ・実務者会議メンバーにおいては、事例の検討、ケース管理等も行うため、児童虐待等の対応に関する知識や経験があり、かつ、積極的に取り組んでいただける方の参加が望ましい。
- ・個別ケース検討会議メンバーにおいては、ケースの事情がよく分かっている担当者と、判断にある程度責任が持てる人（係長レベル）の参加が望ましい。
- ・地域協議会の意義、役割、業務等について、各機関の構成員のすべてに周知してもらい、個別ケース検討会議への参加を要請された場合には、すぐに個別ケース検討会議へ参加できるようにしておく。

## ⑦開催方法、頻度を定める

- ・メンバーの勤務状況等を考慮しながら、開催日を決定することが望ましい。特に、実務者会議においては、地域協議会設立時に開催日時を決めておく方法が良い。（例えば、毎月1回、第4水曜日・15時～など）

### ○代表者会議

- ・参加人数が多い一方で、開催頻度が少なく、代表者が替わる可能性も高いため、毎回開催前に参加依頼を兼ねて調整機関の担当者が出向き必要な説明を行うなどにより、積極的な参加を求める。
- ・代表者会議を有意義な会議とするために、例えば、参加各機関の取り組みを各機関ごとに説明していただくことにより、参加機関相互の理解を進めることができる。
- ・例えば、他地域で発生した重大事例と同様の事例が当該地域で発生した場合を想定し、その対応策の検討などを議題に加えることにより、代表者にも当事者意識を持たせることができる。

- ・実務者会議でまとめられた政策提言などについて審議するほか、あらかじめどういったことを議題としたいのかなどのアンケートをとり、それを協議事項としたり、各機関の困っている点や要望などを話し合うことも一案である。

#### ○実務者会議

- ・月一回程度、関係機関が出席しやすい時間を設定することが望ましい。場所については、保健センター会議室、福祉事務所会議室などが想定される。
- ・対象ケース数が少ない地域では、実務者会議と個別ケース検討会議を一括し、実務者会議において全てのケースを検討しても差し支えない。
- ・毎月開催する実務者会議は、新規事例と「見守りケース」などを中心に、経過の確認が主な目的である。
- ・実務者会議では、児童相談所の積極的な関わりが必要である。特に、児童相談所と市町村の調整機関等が、定期的に（例えば3か月に1度程度）、この実務者会議等を利用して、ケースの進行状況の突合を行うなど、連携を密にした対応が必要である。
- ・人口が10万人を超える市では、実務者会議は、人口5～8万人を目安に地域ごとに会議を分けて開催することが望ましい。

#### ○個別ケース検討会議

- ・ケースごとに所要時間は異なるが、新規ケースは十分な時間が必要である。場所は、放課後の学校の会議室、保健センター、病院、子育て支援センターなどが想定される。
- ・調整機関は、関係機関の出席調整、当日の記録、役割分担の確認、記録の整理と配布（役割分担を明示）、定期的な見守りや援助状況の確認、統計処理などを担当するほか、個別ケース検討会議の円滑な進行のためのコーディネータ（調整力）が求められる。

2)すでに「虐待防止ネットワーク」(以下、「ネットワーク」という。)が立ち上がっている市町村における「地域協議会」の立ち上げ

\*地域協議会への移行のポイントのみ記載。基本は、1)の「地域協議会」の立ち上げと同様である。

- ①「ネットワーク」から「地域協議会」への移行の動機付けを行う
- ・市町村内部部局や関係機関が地域協議会の意義(特に守秘義務の重要性)を理解することにより、移行に向けた動機付けを高める。なお、移行を果たした他の自治体の勉強会や視察なども参考になる。
  - ・関係機関の実務担当者の意見を集約し、関係機関の代表者で会議を行い、新たに参加を求める機関はないか、移行に際し、運営上見直した方が良くと思われる点はないかなど、地域協議会の構成機関やシステムについて検討を行う。
  - ・(ネットワークのままでいいという機関に対して)ネットワークと地域協議会の法的な違いを説明し、地域協議会では、必要に応じ関係機関に対し資料又は情報の提供等を求めることができることや守秘義務について法律上明確化されたことで、ネットワークに比べると情報交換が行いやすくなり、必要な情報交換により適切な支援ができることを理解していただく。
- ②地域協議会構成機関を決定し、打診する
- ・新規に加入し、構成機関となる組織に対しては、調整機関の担当者のみならず、担当主管課(室)長などが出向き、地域協議会の意義、役割などの説明を行い、地域協議会への理解を得ながら参加の要請を行う。

## 2. 『設立後当初』の運営

①関係機関のメンバー同士が顔の見える関係になる

### ○ポイント

- ・今ある連携(つながり)を広げ、関係機関すべてに広げる。
- ・会議の開催やその後の交流会等により、関係者が顔見知りになり、「本音」の連携を可能とする。

### ○方法

- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の会議終了後において、お互いを知り、連携を図るための意見交換会、交流会などを開催する。

## ②児童虐待等への対応の基本をつかむ

### ○ポイント

- ・児童虐待の基本的知識、事例の見立て方、対応方法の基本、各機関の特性等を知る。（まだどのように動けばいいかが手探りの状態なので、基礎的なことから始める。）
- ・地域協議会に参加する機関にとってメリットを感じやすいように、成果が見込める事例からケース検討を始めるなど、運営上工夫する。
- ・児童虐待対応の実務に関わる者から研修・指導を受ける。

### ○方法

- ・事例（仮想事例でも、これまで経験した事例でもよい。）を用いて、児童虐待等への対応について理解する。なお、必要に応じ、児童相談所OB職員等の専門家から助言・指導を受けることも効果的である。
- ・成果が見込める事例からケース会議を行う。このことにより、関係機関が一緒になってケースに関わり良い方向に改善が見られると、参加者にとって意欲が高まり、関係機関間の連携が非常によくなる。
- ・地域協議会への理解、児童虐待への理解、子どもや家庭の理解を図るため、児童虐待対応の実務に関わる児童相談所の児童福祉司、学識経験者（アドバイザー）、弁護士、医師、保健師、学校教員、保育士、民生・児童委員、他の地域協議会の調整機関担当者などから研修・指導を受ける。

## 3. 『1年目』の運営

### ①関係機関同士の連携を強化する

### ○ポイント

- ・何でも話せる人間関係を作る。
- ・安心して、気兼ねなく話せる雰囲気づくりを通じて、参加者の受容感や信頼感を高める。

- ・過去の事例への対応などで各機関が批判しあうなど感情的になることも想定されるため、「意見は述べるが、批判はしない」というルールをつくるなど配慮を行う。

#### ○方法

- ・ある機関の講習会等に、他の機関のメンバーを招待するなどして、相互に交流を深める。関係機関への見学会を行うことも一考である。
- ・関係機関同士で、児童虐待の個別の研究会や勉強会、意見交換会等を開催する。また、先進自治体の取組を学ぶ機会も設ける。

### ②児童虐待等への対応力をつける

#### ○ポイント

- ・具体的な事例を用いて、その事例のどこに問題があるのかなどの見立て方、対応方法、どの機関にどのような援助を求めたら良いのかの認識を共通化する。
- ・関係機関の間における児童虐待等への対応の温度差（緊急性の判断など）を修正していく。
- ・自分の機関、また他の関係機関の特性を活かした効果的な対応が行えるように検討していく。
- ・アセスメントシートの共通化等ケースの把握、進行管理等が適切に行えるようにする。
- ・児童虐待対応の実務に関わる者から研修・指導を受ける。（回数を重ねるごとに内容のレベルアップを図り、児童虐待等への対応力をつけていく。）

#### ○方法

- ・具体的な事例を用いて、事例の見立て方、対応方法を知るとともに、関係機関の間における児童虐待等への対応の温度差（緊急性の判断など）を修正していく。なお、必要に応じ、児童相談所OB職員等の専門家から助言・指導を受けることも効果的である。
- ・各機関それぞれが具体的な事例（例えば、連携が取れずに対応できなかった事例、連携が図られ対応ができた事例など）を出して、連携の取れた対応について検討を重ねる。その際、自分の機関または他の機関ではどういう対応ができるかを知り、それぞれの関係機関の役割や可能性などの特性について理解する。
- ・機関ごとにアセスメントシートなどの様式が違う場合は、関係機関が話し合っ様式の共通化を図る。

- ・引き続き、地域協議会への理解、児童虐待への理解、子どもや家庭の理解を図るため、児童虐待対応の実務に関わる児童相談所の児童福祉司、学識経験者（アドバイザー）、弁護士、医師、保健師、学校教員、保育士、民生・児童委員、他の地域協議会の調整機関担当者などから研修・指導を受ける。（回数を重ねるごとに、研修や指導内容のレベルアップを図っていく。）

#### 4. 『2年目』の運営

- ◎少し先が読め、成功事例も出てきて参加者の意欲も増してくる。その反面、次々と新しい事例が出てきて、戸惑いも生じてくる。このため、成功事例を振り返りながら、先進自治体の情報を取得したり、研修を充実させることにより、レベルアップを図る。

#### ①児童虐待等への対応について、総合力を付ける

##### ○ポイント

- ・分野別の具体的な事例を用いて、さまざまな虐待への対応の検討を行い、対応について総合力を付ける。
- ・参加者はケースの重症度をアセスメントする能力を高める。また、アセスメントからニーズを見出し、再発防止にむけた援助の方法を検討する。
- ・課題解決に向けて、専門家から研修・指導を受けるなど、専門性の向上などレベルアップを図る。

##### ○方法

- ・年齢別事例（新生児・乳児期、学齢期前、小学校など）、種類別事例（身体的虐待、ネグレクトなど）、養育環境別事例（精神不安定の母親、ひとり親家庭など）を用いて検討を重ねていく。なお、必要に応じ、児童相談所OB職員等の専門家から助言・指導を受けることも効果的である。
- ・専門家（児童相談所の児童福祉司、児童相談所OB職員、学識経験者（アドバイザー）弁護士、医師、保健師など）を招いて研修会・講習会を開催し、児童虐待への対応の専門性を高める。

## ②地域としての新たな課題を設定し、専門性を高める

### ○ポイント

- ・地域協議会運営の実績を踏まえ、地域協議会あるいは地域としての新たな課題を設定する。

### ○方法

- ・これまでの運営実績を踏まえ、必要に応じ運営面の見直しを行うとともに、新しい課題に対応できるようにする。
- ・実務者会議等のメンバーが、所属機関において児童虐待等の対応の指導的役割を担い、各機関の対応力を向上させる。

## 5. 『3年目以降』の運営

- 行政内部の異動で実務者会議のメンバーが変わるなど、援助の質、取り組みの姿勢、チームワーク（信頼感）の維持向上が課題となる。
- 新しいメンバーに今までのやり方を理解していただくと同時に、新たな気持ちで運営方法などを振り返り、適宜改善する。
- 年に2回程度（予算の関係で夏と年度末など）、各市町村の現状と課題、今後のプランを実務者会議参加者で考える。また、年間計画をプランする。

### 例えば

- ・地域の関係者の理解を高めるための講演会
- ・中核メンバーの対応力を高める専門継続研修
- ・マニュアル作り
- ・援助事例集の作成
- ・社会資源名簿（社会資源集）作り

【別 冊】

# 市 町 村 事 例 集



## 目 次

1. 静岡県沼津市（人口：210,736人）・・・・・・・・・・ 1
2. 大阪府枚方市（人口：403,666人）・・・・・・・・・・ 12
3. 大阪府門真市（人口：133,924人）・・・・・・・・・・ 23
4. 兵庫県明石市（人口：292,081人）・・・・・・・・・・ 33
5. 兵庫県加古川市（人口：266,224人）・・・・・・・・・・ 44
6. 福岡県前原市（人口：68,872人）・・・・・・・・・・ 50

静岡県沼津市	ネットワーク設置年月日：H12.04.01 協議会設置（移行）年月日：H18.07.19
人口：210,736人 (18.4.1現在)	子どもの数（15歳未満） 28,217人（18.4.1現在）

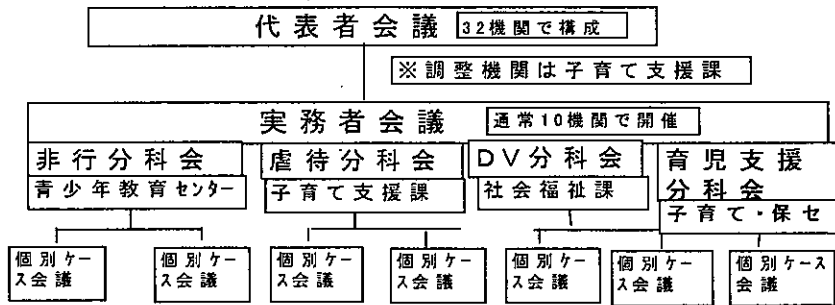
調整機関（中心的な職員＝◎）

調整機関の担当課：福祉事務所 子育て支援課こども相談係、8  
(市家庭児童相談室)

◎係長（兼社会福祉主事）	1名	常勤	専任
主査（保育士）	1名	常勤	専任
主任	1名	常勤	専任
保育士	1名	常勤	専任
家庭相談員	4名	常勤	専任

協議会の構成・メンバー

沼津市要保護児童対策地域協議会組織図



平成18年度会議開催数（見込み）

- 代表者会議 2回（内1回は研修会）
- 実務者会議 11回
- 個別ケース会議 100回 ※市民向け講演会 1回

市要保護児童対策地域協議会構成員

国・県（6）	市（7）	法人（3）	法人以外（16）
家庭裁判所沼津支 法務局沼津支局 県東部健康福祉セ ンター	子育て支援 課 障害福祉課  市消防本部	沼津市医師会 沼津市歯科医師 会 社会福祉協議 会  注  赤色は調整 機関	人権擁護委員協議会 市私立幼稚園連 盟協議会 市小中PTA連絡協 会 市補導員を健全に 育てる会 市自治会連合会 市民生活児童委員 協議会  市健全育成地域相 談員 市健康づくり推 進員協議会 市里親会 市放課後児童クラ ブサポートセンター その他

- (1) どのような手順で設立し、運営していったのか。  
(どのようにレベルアップを図ってきたのか。)

【実務者会議】※虐待ネット時代は代表者会議未設置

- ①虐待問題が深刻化するなかで、市児童福祉担当現場からネットワーク設置の機運が盛り上がり、児童相談所から強力的にバックアップしてもらったなか平成12年4月に4機関で実務者会議を設置
- ②子育て支援課（当時児童福祉課）が事務局役を担う中で、担当者が定期的に顔をあわせる中で、継続したケース検討を行ったり、各機関からみた虐待やその対応を報告すること、専門的な知識の研修を行うなどした。
- ③その後、実務者会議に警察や教育相談所などの参画を経て、構成機関を増やすと共に、教員や医療機関職員などとの合同研修などを行うなどして連携の幅を拡げた。  
また、要保護児童対策地域協議会設置以前は、代表者会議を設置していなかったが、時には関係機関管理職や団体代表者なども含めたかたちで実務者会議を開催して理解を深める機会を持った。
- ④当初、児童精神科医師をスーパーバイザーとして委嘱しケース検討などネットワークの基礎作りに多大な貢献を頂いた。その後、固定したスーパーバイザーの確保が出来ていないが、内容に応じて市内の開業医や弁護士などに参加してもらおうなどすることで地域での相互連携にも役だっている。
- ⑤実務者会議で大事にしてきたのは顔つなぎと、互いが良く知り合うことで、日頃の実務の連携がスムーズに進む事を心がけた。
- ⑥実務者会議では、児童虐待防止や予防に関する事業の学習や調査を行うなどした。このことは共通理解を進め事業の具体化に大いに役立った。
- ⑦主任児童委員に地域のパイプ役を担ってもらうために、実務者会議については、代表者のみの参加でなく、出席可能な人には出席してもらってきた。

【個別ケース会議】

- ①個別ケース会議は、要保護協議会設立までは、児童相談所主催のものと市主催のもの2通りとし主催者を明確にして実施してきた。現在は要保護協議会主催というかたちになるが、どこが主機関かは明確にするように心がけている。
- ②保健センターや子育て支援センターなど日頃関係深い機関からの通告は、緊急受理会議に当該機関に参加してもらい受理段階で個別ケース会議を合わせて行うようなかたちをとった。
- ③それ以外の学校・保育所・医療機関など関係機関からの通告の場合、緊急受理会議以降できるだけ早い時点で当該機関を訪問して情報の再確認と緊急受理会議の方針を元にした役割分担などについて協議している。
- ④ケース検討会については、初回会議時に役割分担や各機関の取り組みの集約方法等も確認し、次回会議の開催時期を決めたり、経過によって再招集するなどの確認を出来る限り行っている。
- ⑤可能な限り、地域担当の主任児童委員に出席をお願いしている。

## ①ネットワーク、協議会が設立された背景

### ○ネットワーク（平成12年4月設置）

- ・背景 市内でも虐待事案が増加したこと。虐待防止法施行の準備が進められていたこと。所管児童相談所の働きかけがあったこと。
- ・中心 子育て支援課（当時児童福祉課）家庭児童相談室職員及び家庭相談員

### ○協議会（平成18年7月19日設立）

- ・背景 ①法改正で設置が求められたこと  
②個人情報保護条例の制定など個人情報の取り扱いに格段の配慮が必要となったこと。
- ・中心 子育て支援課が中心となり、分科会事務局を構成する教育委員会（非行分科会）と福祉事務所社会福祉課（DV分科会）と共同で準備
- ・備考 ネットワークがしっかり出来ていたため、協議会設置はネット時代にはなかった代表者会議の設置を含めてスムーズに進んだ。

## ②設立まで

ネットワークの設置が比較的早く、モデルになる自治体も少なかったが、先進地の調査を行ったり、講師として招いて関係者が話を伺うなどした。

## ③設立後当初

設立までにあった過去の事例や失敗事例を含めて、ケース検討を繰り返し行い、その対応や関係者の連携のあり方についての共通理解を深めた。

## ④1年目

設立当初と同様、参加機関からの事例提供に基づくケース検討を実施した。

## ⑤2年目以降

事例検討に加えて、各機関の業務内容を相互に知り合うための学習会や各種事業の先進地の取り組みを学ぶ機会などを設けた。

病院関係者との合同研修会を持ったり、教員に対するアンケート調査を行うなどして関係機関への啓発と相互理解の強化を行ってきた。

## （2）ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

- ①実務者間の顔がつながり日々の連携がスムーズに進むようになった。
- ②互いの機関の特性が理解できるようになり、連携がスピーディに進むようになると共に、事案のたらい回しが無くなった。
- ③継続して会議をもつなかで、防止や予防施策について事業提案ができたり、より地域特性にあったかたちの事業にできてきた。
- ④関係機関上層部が日々のケース対応を含めて虐待に対する理解とネットワークの大切さについて理解を深めてもらうことができた。

(3) その他（他の市町村へのアドバイスなど）

- ①目的は形式的な協議会設置にあるのではなく、実効あるネットワークの構築である。一機関や担当者が要綱案を作成して進めるのではなく、手間はかかるが関係者がきちんと論議して設立をすること。そのことそのものがネットワーク作りである。
- ②先進地に学ぶ事は大切であるが、他所の自治体のものをそのままもってきてもうまくいかない。その地域の風土や地域性を考慮すること。先ずは地域の状況を確認して進めることが大切。
- ③どこの市町村も「仕事は増え、人は増えない」状況にある。既存会議や組織の再編なども考慮を。
- ④なんと言っても児童虐待の専門機関である「児童相談所」。市町村支援もその重要な仕事となっている。児童相談所の力を最大限借りると、その後の連携もうまくいく。

## 沼津市要保護児童対策地域協議会設置経過

### 1. これまでの取り組み

#### (1) 沼津市児童虐待防止会議設置

- ①設置 平成12年4月1日（要綱による設置）
- ②目的 児童虐待防止及び予防のための市レベルのネットワーク会議
- ③構成機関 県 東部児童相談所 沼津警察署（少年サポートセンター）  
市 市民福祉部 子育て支援課（こども相談係・子育て支援センター）  
健康づくり課（保健センター）  
教育委員会 学校教育課 青少年教育センター  
関係機関 主任児童委員連絡会
- ④事務局 子育て支援課（こども相談係）
- ⑤内容
  - ・毎月1回実務者会議を開催し、事例検討や各構成機関の共通理解を深めるための研修などを開催する。（予防的なものも視野に）
  - ・個別ケースネット会議は、子育て支援課か児童相談所主催により別途開催

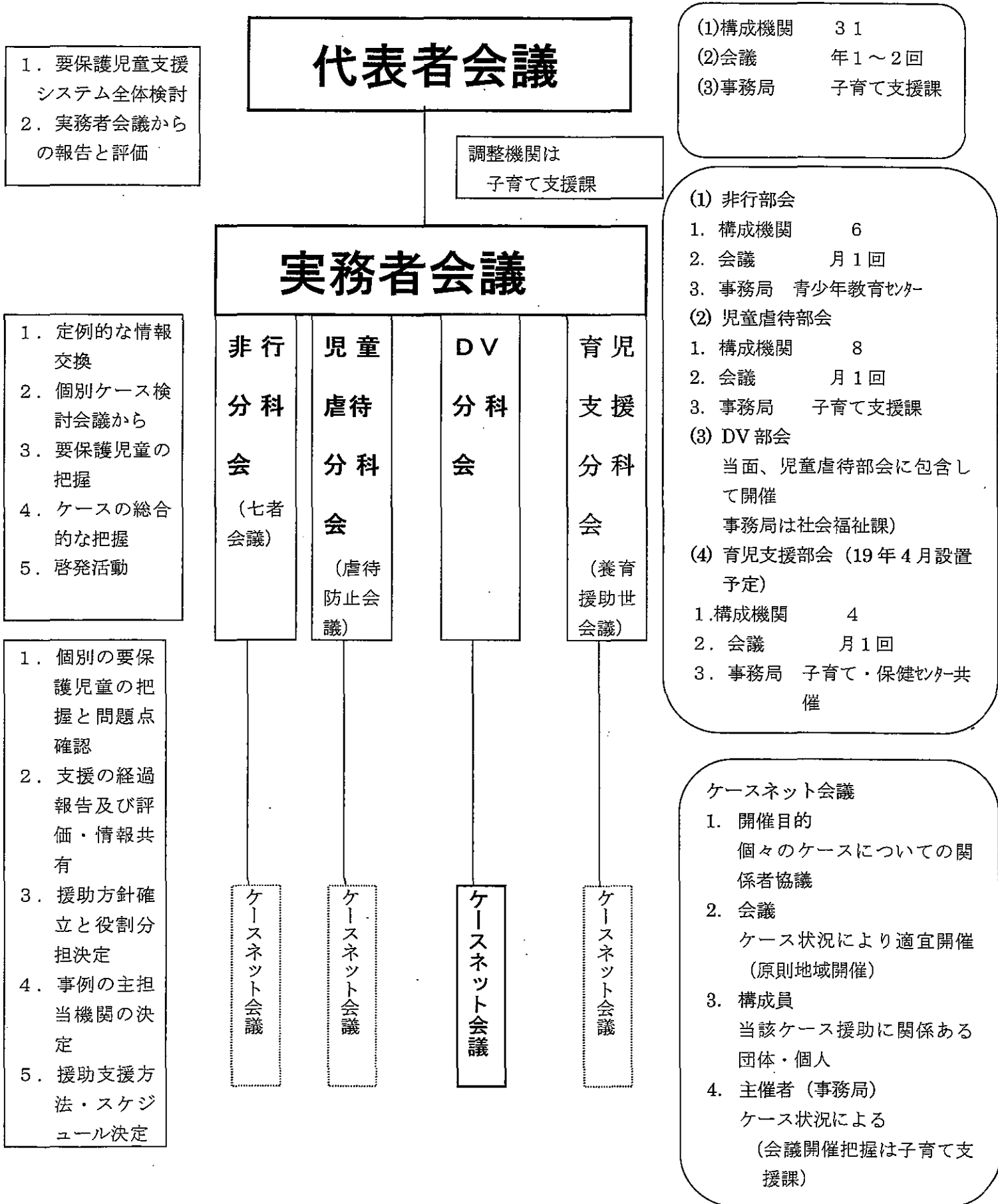
#### (2) 七者会議

- ①設置 昭和50年 3月17日（前身となる会議の開始）
- ②目的 非行少年に関する情報交換と協議
- ③構成機関 国 静岡保護観察所沼津駐在官事務所  
県 県東部児童相談所 沼津警察署（県東部教育事務所は退会）  
市 教育委員会 学校教育課 青少年教育センター  
市民福祉部 子育て支援課
- ④事務局 教育委員会青少年教育センター
- ⑤内容 毎月1回実務者が非行事例についての情報交換を行う

### 2. 要保護児童対策地域協議会設置に向けての検討

- (1) 沼津市の場合、要保護児童対策地域協議会で取り扱う主要議題である「児童虐待」と「非行」については、それぞれ既存の会議が存在したため、それぞれの会議であり方を検討。（17年度）  
両会議を「市要保護児童対策地域協議会」の中に位置づけることで合意。
- (2) 実務者会議については、両会議とも実績があり特に問題がないため、両会議とも当面は継続開催することとする。
- (3) 代表者会議については、両会議とも設置してこなかったことや構成機関が重複するため、一つの会議とする。
- (4) DV（ドメスティック・バイオレンス）については、その目撃による心理的影響が児童虐待の範疇の一つに定義されるなど関連領域であり、DVネットワークの設置も検討されているため要保護児童対策地域協議会に包含する。
- (5) 19年4月より事業開始予定の育児支援家庭訪問事業に伴い、その事業進行とケース管理のために育児支援部会を設置する。

### 3. 沼津市要保護児童対策地域協議会の構成図



## 沼津市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日

告示第 164 号

(設置)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3に規定する要保護児童の早期発見と適切な保護を行うこと及びドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)により保護する必要性が生じ又は必要性が生ずるおそれのある児童(以下「DV被害児童」という。)への適切な対応を行うため、法第 25 条の2第1項の規定により沼津市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次の各号に定めるものとする。

(1) 要保護児童及びその保護者並びにDV被害児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)の情報交換に関すること。

(2) 要保護児童及びDV被害児童の適切な保護を図るために必要な情報交換に関すること。

(3) 要保護児童及びDV被害児童に対する支援内容に関すること。

2 前項に規定する要保護児童等に関する情報は、次に掲げるものとする。

(1) 虐待に関する情報

(2) 遺棄、迷子に関する情報

(3) 養護に関する情報

(4) 障害に関する情報

(5) 非行に関する情報

ア 不良行為に関する情報

イ ぐ犯行為に関する情報

ウ 触法行為に関する情報

(6) 育成に関する情報

ア 育児・しつけに関する情報

イ ひきこもりに関する情報

(7) 保健に関する情報

(8) 学校に関する情報

ア 生徒指導に関する情報

イ 不登校に関する情報

(9) DVに関する情報

ア 配偶者からの暴力に関する情報

イ 被害児童保護に関する情報

(10) その他児童の保護及びDV事案に対する対応に必要な情報



(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別表第1に掲げる関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)によるものとする。

(調整機関)

第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)は、沼津市市民福祉部子育て支援課とする。

2 調整機関は次の業務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括
- (2) 協議会の議事運営
- (3) 協議会の議事録作成及び資料の保管
- (4) 支援の実施状況把握及び関係機関等との連絡調整
- (5) 関係機関等による支援の実施状況の把握
- (6) 把握した支援の実施状況に基づく関係機関等との連絡調整及び個別ケース検討会議におけるケース検討の調整

(会議)

第5条 協議会に、次の会議を置く。

(1) 代表者会議

ア 会議の構成員は協議会構成員の代表者により構成する。

イ 本会議に会長を置き、沼津市福祉事務所長をもって充てる。

ウ 本会議は、次の事項を協議する。

(ア) 要保護児童及びDV対策事業の総括

(イ) 実務者会議の活動に対する指導助言

エ 会議は、会長が招集する。

(2) 実務者会議

ア 会議の構成員は、実際に児童虐待又はDVの相談及び援助にあたっている者により構成するものとし、別表第2に定める。

イ 本会議は次の事項を協議する。

(ア) 要保護児童又はDV被害児童の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握

(イ) 要保護児童対策又はDV被害児童対策を推進するための啓発活動

(ウ) 協議会の年間活動計画の策定と代表者会議への報告

ウ 本会議は、年間会議計画に基づき概ね月1回開催するものとし、会議の内容によっては、分科会形式をとることができる。

(3) 個別ケース検討会議

ア 会議の構成員は、個別の要保護児童及びDV被害児童の案件に直接かかわりを有している各機関の担当者、関係者及び実務者会議の構成員とする。

イ 本会議は、次の事項を協議する。

- (ア) 要保護児童及びDV被害児童の状況把握と問題点の確認
- (イ) 支援の経過報告及び支援に必要な情報の交換
- (ウ) 支援方針の確認と役割分担の決定
- (エ) 事案の主担当機関の確認
- (オ) 次回会議の開催必要性検討と日程設定

ウ 開催

個別ケース検討会議は、必要に応じ随時開催するものとし、主たる担当機関又は調整機関が招集する。

(守秘義務)

第6条 法第25条の5の規定に基づき、協議会の構成員(団体、個人を問わない。また、構成員であった者を含む。)は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

	関係機関等の名称
国及 び地 方公 共団 体	静岡家庭裁判所沼津支部
	静岡地方方法務局沼津支局
	静岡保護観察所沼津駐在官事務所
	静岡県東部健康福祉センター
	静岡県東部児童相談所
	沼津警察署
	沼津市市民福祉部社会福祉課
	沼津市市民福祉部子育て支援課
	沼津市市民福祉部障害福祉課
	沼津市市民福祉部健康づくり課
	沼津市教育委員会学校教育課
	沼津市教育委員会青少年教育センター
	沼津市消防本部
	法人
沼津市歯科医師会	

	沼津市社会福祉協議会
法人 以外	沼津人権擁護委員協議会
	静岡県弁護士会沼津支部
	沼津市校長会
	沼津市私立幼稚園協会
	沼津市保育園連盟
	沼津市小中学校PTA連絡協議会
	沼津市補導委員会
	沼津市青少年を健やかに育てる会連絡協議会
	沼津市自治会連合会
	沼津市民生委員児童委員協議会
	沼津市主任児童委員連絡会
	沼津市青少年健全育成地域相談員
	沼津市健康づくり推進員連絡協議会
	沼津里親会
	沼津市放課後児童クラブ連絡協議会
	ファミリー・サポート・センター
	その他、代表者会議において相当と認める機関

別表第2(第5条関係)

静岡保護観察所沼津駐在官事務所職員
静岡県東部児童相談所職員
沼津警察署職員
沼津市市民福祉部社会福祉課職員
沼津市市民福祉部子育て支援課職員
沼津市市民福祉部障害福祉課職員
沼津市市民福祉部健康づくり課職員
沼津市教育委員会学校教育課職員
沼津市教育委員会青少年教育センター職員
沼津市少年補導委員

沼津市主任児童委員

その他、協議会構成機関の職員のうち実務者会議において適当と認める者

大阪府枚方市	ネットワーク設置年月日：H12. 2 協議会設置（移行）年月日：H17. 4
人口：403,666人 (H17.4.1現在)	子どもの数（15歳未満）：72,118人 (H17.4.1)
調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：福祉部子育て支援室相談入所担当グループ、2名 ◎家庭児童相談室 相談員 常勤・専任 事務職員 常勤・兼任	
協議会の構成・平成18年度の会議開催数（見込み） ○代表者会議：年2回 ○実務者会議：12回 内実務者メンバー夏期研修1回を含む ○運営会議：11回	
協議会メンバー： 代表者：子ども家庭センター【児相】、保健所、子育て支援室、障害福祉室、保健センター、市民病院、教育委員会（児童生徒課、青少年課）枚方警察、枚方消防組合、私立保育園園長会、私立幼稚園園長会、松心園、弁護士 各機関の課長職 子育て支援室は室長、福祉事務所長（福祉部長） 実務者：虐待対応課ケースワーカー（子ども家庭センター【児相】）保健師（保健所）、室長・課長・事務職員・家庭相談員（子育て支援室）、ケースワーカー（障害福祉室）、保健師・心理相談員（保健センター）、小児科医長・ケースワーカー（市民病院）、指導主事（教育委員会 児童生徒課）留守家庭児童会室担当事務職員（教育委員会 青少年課） 運営会議：虐待対応課ケースワーカー（子ども家庭センター【児相】）保健師（保健所）、室長・課長・事務職員・家庭相談員（子育て支援室）平成19年度より保健センター保健師も参加予定	
(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。 (どのようにレベルアップを図ってきたのか。)  ①設立まで ○国のエンゼルプラン、大阪府の子ども総合ビジョンをふまえて、平成10年に「枚方市子ども育成計画～子どものえがおいきいきビジョン」を策定。その中の施策目標の1つとして「子どもの人権擁護の推進」があり、それを受け、庁内関係課による「子育て支援推進会議」が数回開	

かれた。その中で、特に児童虐待は最重要課題であることを認識されたあと、枚方市児童虐待問題連絡会議設置要綱によって会議を発足した。

## ②設立後当初

- 初回は、代表者会議で、弁護士による「虐待防止を市町村でどう考えるか」などを中心に講演してもらい、各代表者からそれぞれの機関における児童虐待への関わりと機関の役割について、自己紹介を兼ねて報告してもらった。
- 会議の内容については、事務局3機関【現・運営会議】で、会議の運営や方向性を話し合う会議を、事前に行った。
- 実務者会議では、各機関の役割について1回につき3機関ほど限定して、丁寧に報告をしてもらった。それによって、機関の役割のほか、機関の現状や限界、課題などが明確になった。また、「なぜ、こうしてくれないのだ」とわからずに機関を責めるのではなく、相手の立場や難しさを理解できるようになったと思われる。

## ③1年目

- 教育機関については、児童虐待がなかなか馴染みがなく、意識を高めるためにも、小学校の事例を中心に、会議で取り扱った。

## ④2年目以降

- 多問題家庭やネグレクトの乳幼児の子どもがいる家庭への援助を中心に、ケース検討を行った。その中から、虐待を要件として保育所入所をすることを、代表者会議に提言し、実務者会議の中で承認されたケースについての保育所入所が可能となった。
- 虐待を要件とした保育所入所に関しては、2～3年ごとにケースの見直しを行い、保育所入所したことによって改善したところと問題点として残っているところなどを明確にし、より適切な保育所のあり方や役割について検討している。
- メンバーは、障害福祉室と市民病院が途中から参加することとなった。基本的には公的機関に限り、虐待に関して責任を持ち、実際にケースに関わる機関を対象とした。これは、参加機関が増えすぎて、十分に討議ができなくなることを防ぐためである。テーマに応じて、学校、民間・NPOなどの参加も呼びかけている。
- 年に1回程度、「日頃疑問に思うことを話し合う」「会議の進め方について」など、思いを語り合う時間を設けてきた。特に制度や法律の改正によって、常に変化を続ける状況であるため、機関への不信感や会議への不満感を表面化させ、前向きに会議が行えるように工夫している。
- 年度の初めに、1年間のテーマを一応きめている。たとえば、「親支援」「かかわりの困難な保護者への対応」など。

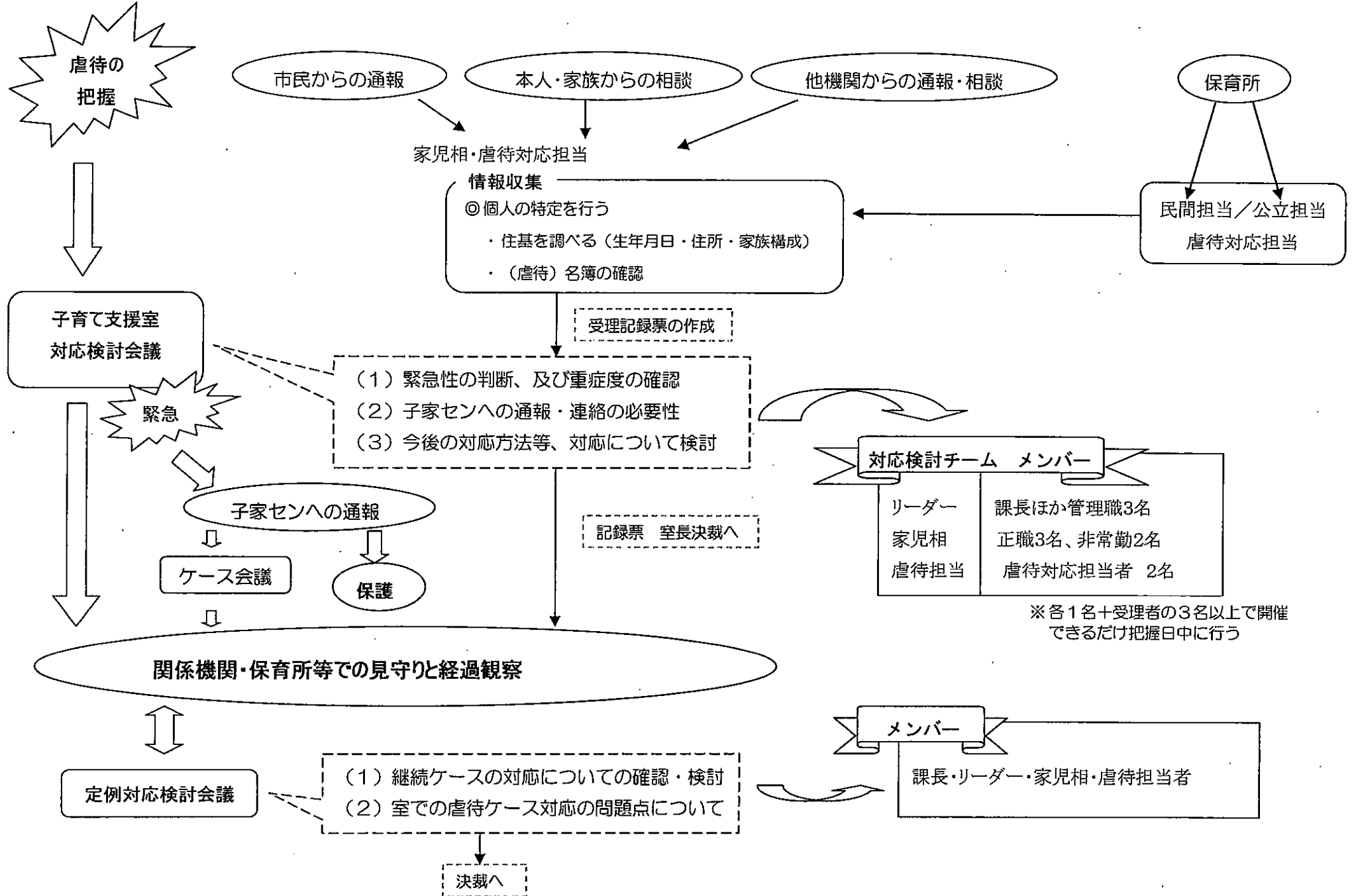
○平成14年度と17年度には、関係機関に対する意識調査と現状の把握のために、アンケート調査を行い、枚方市のニーズに応じた市独自のマニュアルの作成と改正を行った。アンケートの対象は、子どもに関わる教育機関・保育所などの施設、病院・医院、民生委員など職員全員を対象とし、そのことが全体への啓発にもつながったと考える。

(2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

○協議会に関しては、あくまでも「虐待とその予防」を主眼に置き、虐待の延長線上での様々な問題は含むものとしたが、非行や障害に関しては、既にある会議で検討するものとした。それは、課題の分散化や問題のあいまいさを防ごうとしたものである。また、名称も引き続き「児童虐待問題連絡会議」を使用することとした。

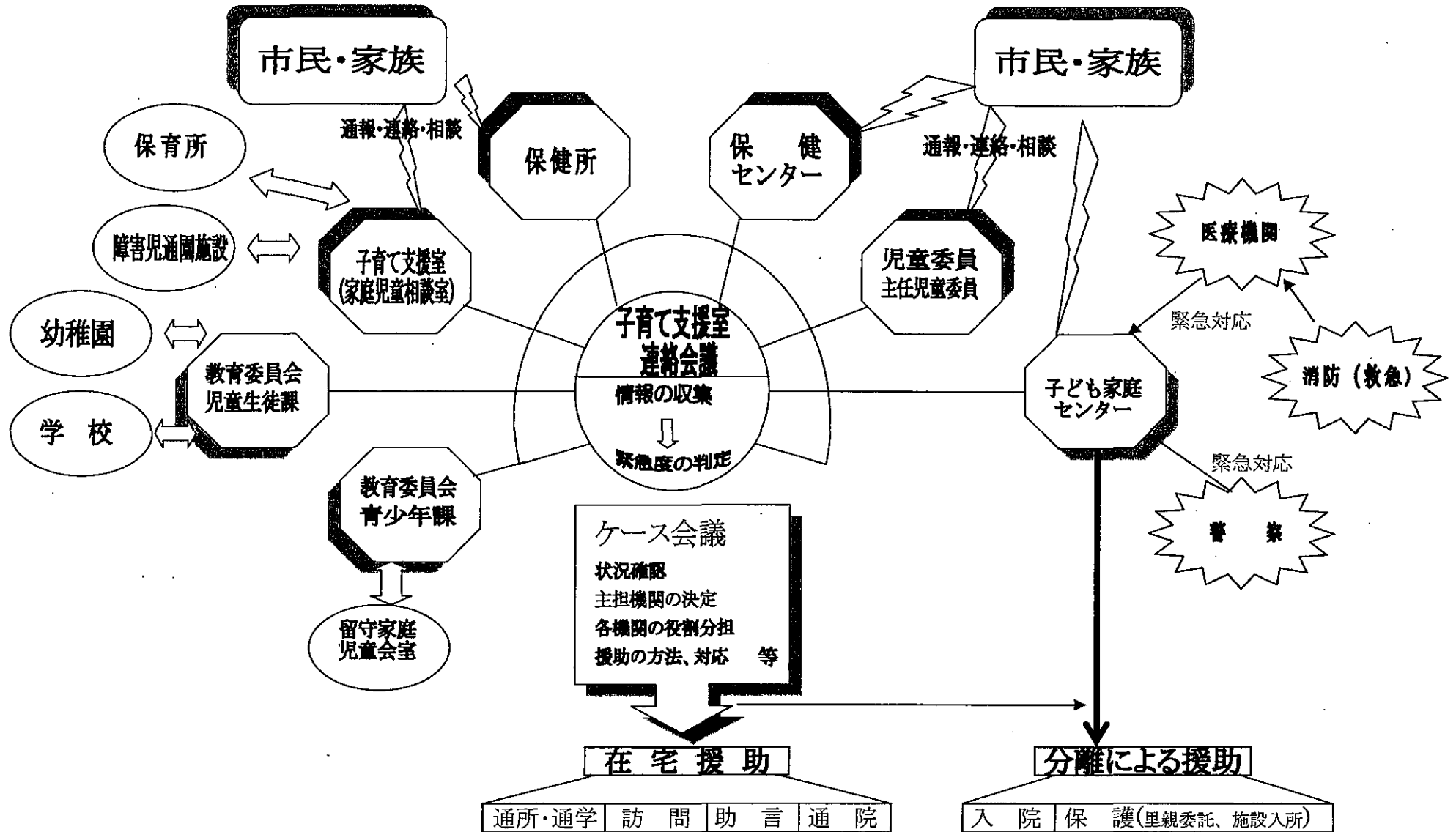
○以上のことから、大きな変化はないが、市の責任において虐待防止に努めることが明確になった。児童相談所との役割分担など、戸惑うことも多いが、運営会議などを用いて、主な機関が話し合いを重ねてきている。

虐待通報・連絡 及び 虐待ケースにおける子育て支援室での対応の流れ

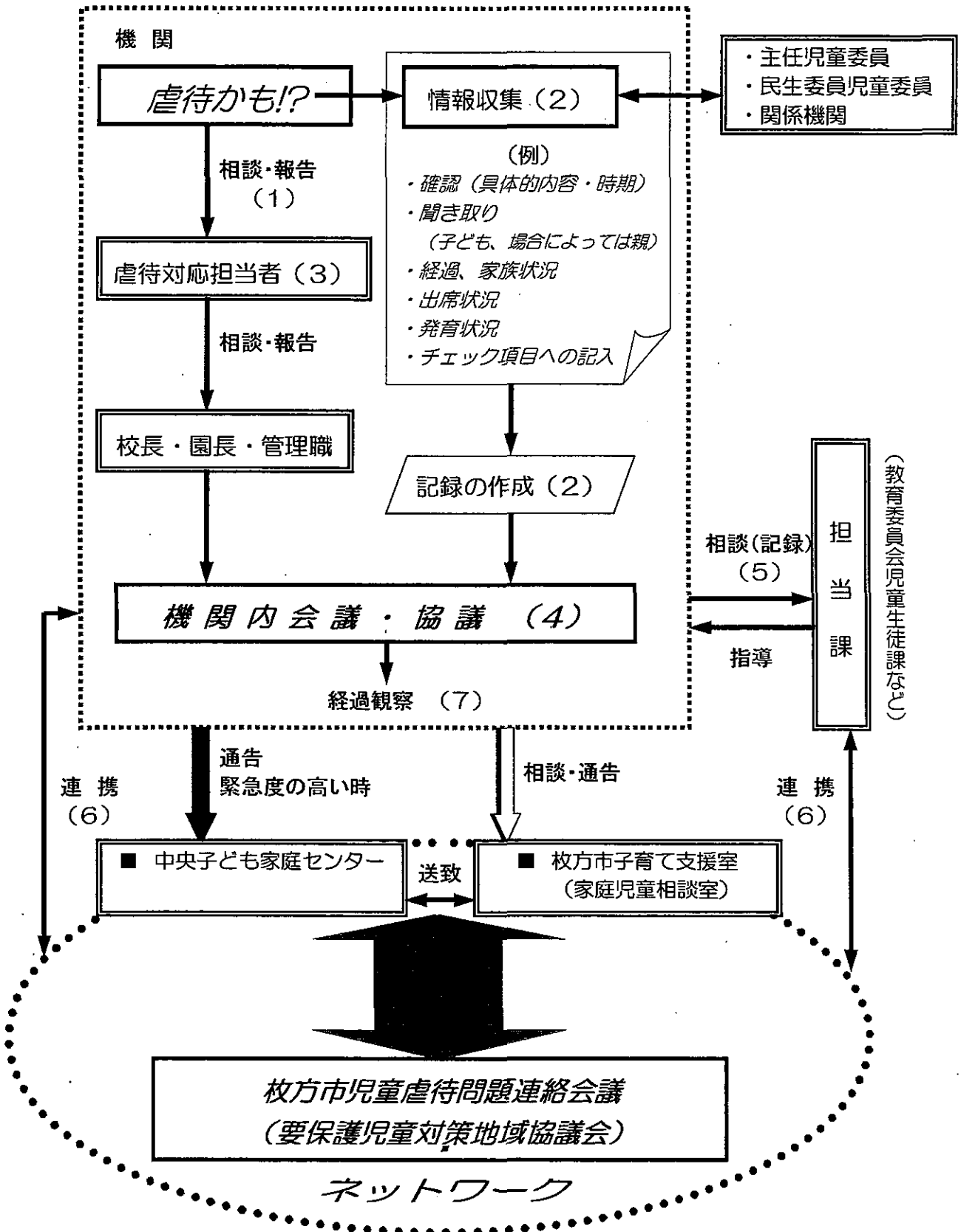




児童虐待の発見から援助までの連携体制



# 各機関内部での流れ



\*「各機関内部での流れ」の説明は次ページ

## (説明)

(1) **相談・報告** 虐待問題については、一人で抱え込まず、職場全体で考えていくことが大切です。虐待を疑ったら、まず、職場の虐待対応担当者や上司に相談・報告を行います。

(2) **情報収集** 必要な情報収集を行います。

できるだけ複数で対応し、必ず記録を残すことが大切です。

※ 記録については次のことに注意してください。

年月日、時間、虐待の状況について起こった経過を追って記録します。傷などについては、大きさ・色・傷の部位など図などに書いて詳しく、また、体調の変化、食事の様子など気になること、保護者がどのように説明したか、子どもがなんと言っているかなどについても記録に残しておきます。

虐待を疑ったら、気になることは記録をとると重要な判断の材料になります。

### 市民から通報があった場合

市民からの通報の場合、通報者のプライバシーは守られること・行政が責任を持って対応することを伝え、今後の情報提供などの協力をお願いするとともに、勇気ある通報についてお礼を述べます。また、通報の内容から緊急対応が必要と判断される場合は、中央子ども家庭センター等と連携し、対応することを通報者に対して伝えます。

夜間などにおいて危機的な状況が見られるときは、最寄りの警察署、あるいはチャイルドレスキュー110番、中央子ども家庭センター内夜間・休日虐待通告専用電話に通報してもらうよう依頼します。

(3) **虐待対応担当者** 保育所(園)・学校園等においては主任保育士・生徒指導担当者など、その他の機関においては児童虐待問題連絡会議実務者会議の構成員などの中から各機関ごとに「虐待対応担当者」を配置します。

※虐待対応担当者には次のような役割があります。

- ① 虐待の疑いを持った職員から相談を受ける。
- ② 子どもに関する必要な情報収集を行なう。
- ③ 管理職に相談・報告を行い、共に担当課および中央子ども家庭センター等の他機関に相談を行う際の窓口となる。

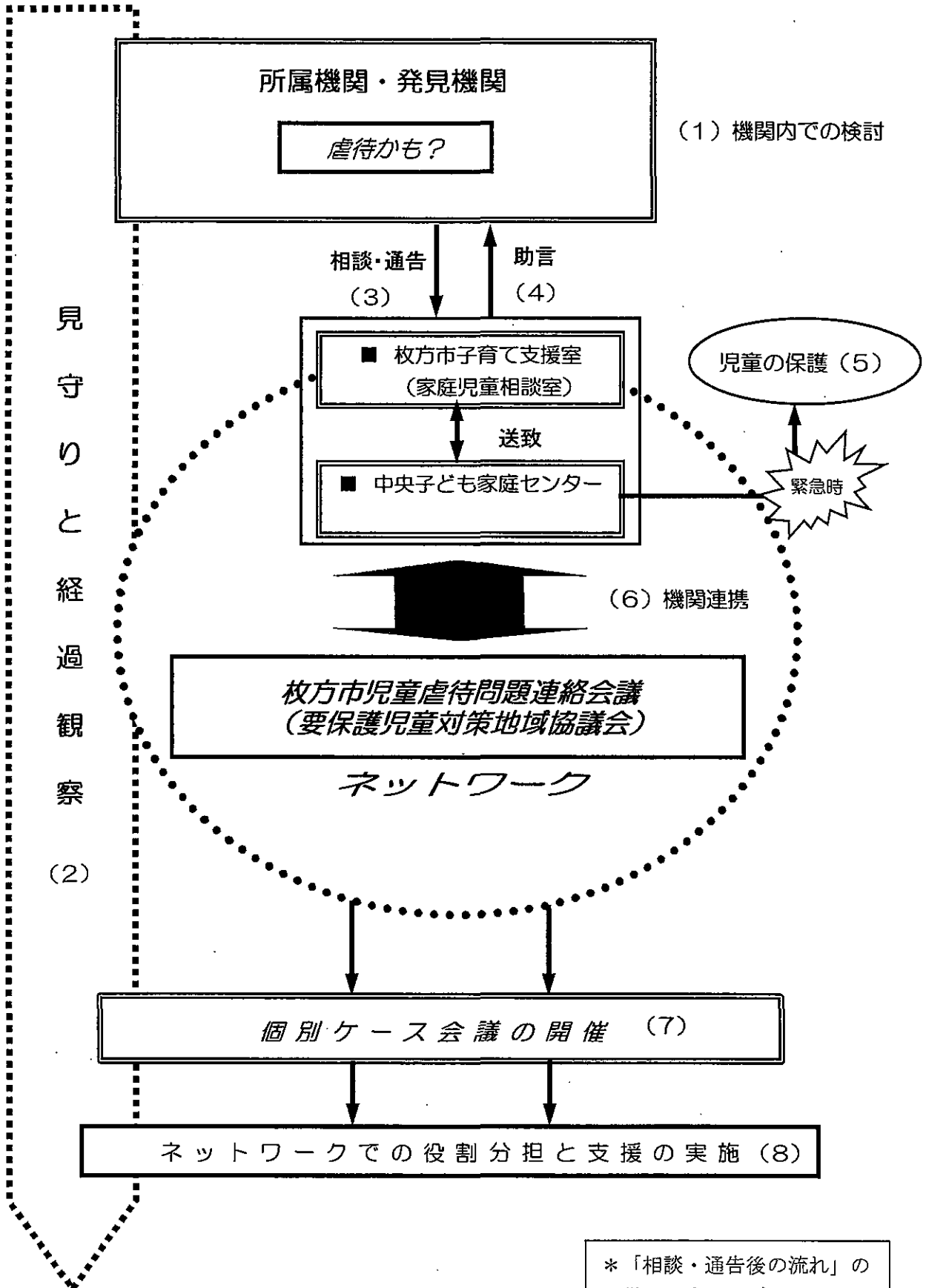
(4) **機関内会議・協議** 職場において共通理解を図り、対応について協議します。その際、必要な情報は共有化しますが、プライバシー保護については充分注意することが必要です。

(5) **担当課への相談** 保育所(園)・学校園等は担当課に相談します。

(6) **他機関との連携** 通告・相談後、関係機関と連携して子どもを支援していくことになります。通告・相談したことについては、担当課へ連絡します。

(7) **経過観察** 見守り・経過観察は継続していきます。

# 相談・通告後の流れ



## 説明

- (1) **機関内での検討** 気になる児童を見つけた時は、機関内等で検討してください。
- (2) **見守りと経過観察** 見守りと経過観察は、どのような状況においても大切に、所属機関の重要な役割になります。所属がない場合は、ケース会議等を通じて、役割を決めて行くことが必要です。
- (3) **相談・通告** 見守り・経過観察をおこなっていく中で、今後の指導・援助についての助言が必要と感じた時、あるいは、危険性が高いと思った場合は、枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターに相談をおこなってください。
- (4) **助言** 相談を受けた枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターでは、所属機関・発見機関に対して、指導・援助への助言をおこないます。
- (5) **児童の保護** 大きなケガや生命に危険が及ぶと考えられる等、緊急性が高いと判断した場合は、中央子ども家庭センターが直ちに児童の保護をおこないます。
- (6) **機関連携** 相談を受理した機関より、関係機関に対して、情報の提供等の協力を依頼する場合があります。児童虐待問題連絡会議の実務者会議では、情報交換やケースの総合的な把握を行っていきます。又、定期的に全ケースの管理を行い、各機関の見守り状況を確認します。
- (7) **個別ケース会議** 所属機関・発見機関だけでの対応が困難な場合は、関係機関が集まりケース会議を開催します。この時の主な目的は、「危険度やケース概要を共有する」「役割分担を決め支援を実施する」ことです。招集については、枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターに相談してください。

### 《個別ケース会議のポイント》

- ・ケースの状況を報告し合い、概要を共有する。
- ・緊急度や虐待の重症度を決定する。
- ・機関ができる具体的な援助内容を出し合い、役割分担を確認し合う。
- ・緊急時の対応と情報を取りまとめる機関等について、決定を行なう。

- (8) **支援の実施** ネットワークでの役割分担に基づき支援を実施します。この時に、それぞれの機関は、自分の役割分担については責任を持って協力します。また、所属機関・発見機関の役割は「危険度の判断」「児童の観察（モニタリング）」「保護者に対する指導及び支援」になります。

## 枚方市児童虐待問題連絡会議設置要綱

平成18年6月15日制定  
枚方市要綱第65号

### (設置)

第1条 枚方市における児童虐待に係る事例について、地域の各関係機関等の連携及び連絡を密にして対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として、枚方市児童虐待問題連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

### (所管事項)

第2条 連絡会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 被虐待児童の発見からサポートに至るシステムについて検討すること。
- (2) 被虐待児童の実態を把握すること。
- (3) 被虐待児童に対する具体的援助の内容について意見交換を行うこと。
- (4) 児童虐待に係る啓発活動を行うこと。
- (5) 被虐待児童に係る連絡調整を行うこと。

### (構成員)

第3条 連絡会議は、次に掲げる機関等の代表等をもって構成する。

- (1) 枚方市福祉事務所
  - (2) 枚方市福祉部子育て支援室
  - (3) 枚方市福祉部障害福祉室
  - (4) 枚方市立保健センター
  - (5) 枚方市教育委員会
  - (6) 市立枚方市民病院
  - (7) 大阪府中央子ども家庭センター
  - (8) 大阪府枚方保健所
  - (9) 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター松心園
  - (10) 枚方警察署
  - (11) 枚方寝屋川消防組合
  - (12) 枚方市医師会
  - (13) 枚方市民生委員児童委員協議会
  - (14) 枚方市私立保育連絡協議会
  - (15) 枚方市私立幼稚園園長会
  - (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関等
- 2 前項に規定するもののほか、弁護士その他市長が適当であると認める者は、連絡会議の構成員とする。

(会議の種類)

第4条 連絡会議は、代表者会議及び実務者会議に分ける。

2 代表者会議は、前条第1項各号に掲げる機関の代表者及び同条第2項に規定する者のうち市長が適当と認めるもので構成し、第2条の所管事項のうち総括的事項を担当する。

3 実務者会議は、前条第1項各号に掲げる機関の実務担当者及び同条第2項に規定する者のうち市長が適当と認めるもので構成し、第2条の所管事項のうち具体的事項を担当する。

(会議の運営)

第5条 代表者会議及び実務者会議にそれぞれ座長を置き、構成員の互選により定める。

2 代表者会議及び実務者会議は、座長が招集する。

3 座長は、会議の進行を担当する。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名するものが代行する。

(運営会議)

第6条 代表者会議及び実務者会議の円滑な運営を図るため、連絡会議に運営会議を置く。

2 運営会議は、第3条第1項第2号、第7号及び第8号の機関の職員で構成する。

3 運営会議は、代表者会議及び実務者会議の運営に関し、必要な事項について協議を行うものとする。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別具体的な児童虐待の事象に迅速かつ柔軟に対応するため、個別ケース検討会議を置くことがある。

2 個別ケース検討会議は、必要に応じて、対応する事象について運営会議に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 代表者会議、実務者会議、運営会議及び個別ケース検討会議を構成する者は、正当な理由がなく、当該会議(所管事項の遂行に伴う活動を含む。)を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(要保護児童対策調整機関)

第9条 法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関は、枚方市福祉部子育て支援室とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 枚方市児童虐待問題連絡会議設置要綱(平成17年枚方市要綱第27号)は、廃止する。

<p>大阪府門真市</p>	<p>ネットワーク設置年月日：H2. 11 協議会設置（移行）年月日：H18.2.27</p>																				
<p>人口： 133,924人 (H19.3.1現在)</p>	<p>子どもの数（15歳未満）：18,842人 (19.3.1現在)</p>																				
<p>調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：健康福祉部子ども育成室子育て支援課、5名</p> <table border="0"> <tr> <td>◎職員A</td> <td>ケースワーカー</td> <td>常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員B</td> <td>保健師</td> <td>常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員C</td> <td>認定心理士</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員D</td> <td>社会福祉士</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員E</td> <td>相談員</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> </table>		◎職員A	ケースワーカー	常勤	・兼任	職員B	保健師	常勤	・兼任	職員C	認定心理士	非常勤	・兼任	職員D	社会福祉士	非常勤	・兼任	職員E	相談員	非常勤	・兼任
◎職員A	ケースワーカー	常勤	・兼任																		
職員B	保健師	常勤	・兼任																		
職員C	認定心理士	非常勤	・兼任																		
職員D	社会福祉士	非常勤	・兼任																		
職員E	相談員	非常勤	・兼任																		
<p>協議会の構成およびメンバー： ◎協議会の構成は、別紙「門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱」を参照。</p> <p>平成18年度会議開催数（見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○代表者会議 1回</li> <li>○実務者会議 15回</li> <li>○個別ケース会議 23回</li> </ul>																					
<p>(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。 (どのようにレベルアップを図ってきたのか。)</p> <p>①設立まで：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成2年11月、大阪府の「被虐待児地域処遇モデル事業」（以下、「モデル事業」という。）のモデル市指定を受け、『要保護児童処遇調整会議』が発足。</li> <li>○モデル事業は、大阪府が昭和63年に実施した被虐待児童のケアに関する調査により作成された「被虐待児の早期発見と援助のためのマニュアル」に基づき、①児童虐待の発生予防、早期発見、早期処遇のためのシステム作り、②児童虐待に関する啓発を行うということであった。</li> <li>○児童相談所、保健所、家庭児童相談室の担当者は、モデル事業の間だけでなく、地道に長続きするような、実際に役に立つ会議にしたいと考えた。</li> </ul>																					



## ②設立後当初：

- 市の実態把握から始め、3機関で関わっている事例を「虐待ではないか？」という視点で見直した。身体的虐待だけでなく、育児下手や養育不安の大きい親、養護相談の中のネグレクトなど、虐待を幅広く考えて事例を詳細に検討したところ、各機関によってあがってくる事例に特徴があり、事例の見方、対応の仕方に違いがあることがわかり、視野を広げることができた。また、問題が複雑に絡み合っている事例など、1機関では担いきれないことがわかり、ネットワークの必要性が実感された。この作業の中で、児童虐待を見る目が徐々に養われてきた。
- 平成4年度のモデル事業終了後も、事業を継続し、大阪府こころの健康総合センターのオブザーバー参加も得るなど、関係者の技術の向上や日常的な援助システムの確立を目的として、月1回の定例会議を開催。

## ③経過

- 平成7年度には、事業継続のために「門真市要保護児童処遇調整会議設置要綱」（平成7年12月1日施行）（以下、「処遇調整会議」という。）を定め、事務局は児童課家庭児童相談室が担った。
- 同年、より幅広い関係機関との広域的な連携を深め、地域特性や実態に即した予防発見からサポートに至るシステムの構築を目指して拡大会議も開催した。参加機関は、医師会、警察署、消防署、民生委員児童委員、社会福祉協議会、学校、幼稚園、保育園、市関係者（福祉政策課、健康増進課、児童課、保護課、障害福祉課、教育委員会）、保健所、子ども家庭センター、こころの健康総合センター等である。連絡調整は保健所が行った。
- 平成15年度に、構成機関に教育委員会を加え、会議名称を「門真市要保護児童連絡調整会議」に改正した（平成15年4月1日施行）。
- 平成17年4月に児童福祉法が改正され、市町村が児童虐待の通告窓口となり、児童家庭相談に応じることが市の業務と明記されたことを受けて、児童虐待防止ネットワークを、児童虐待の予防と早期発見、早期支援を目的に、要保護児童対策地域協議会へと移行した。（会議名称は変更なし）設置要綱は平成18年1月23日施行

## ④協議会への移行1年目：（平成17年度）

- 7月に実務者による会議において、児童福祉法改正に伴う市町村の役割について研修を実施、協議会化について検討した。前述のとおり、平成18年1月23日より門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱を施行し、平成18年2月27日代表者会議の開催をもって移行日とした。
- 代表者会議では、門真市の児童虐待についての実態報告、「児童福祉法改正における市町村及び関係機関等の役割」というテーマでの講演、参加機関の一部からの報告を行った。

○関係機関で情報を共有するケースの台帳を作成し、状況を把握するため、「要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）個別ケース検討会議のための在宅アセスメント指標シート」（在宅アセスメント研究会：加藤曜子他）を門真市用に改訂し、各機関がアセスメント票をもちよることとした。また、それらの情報を電子データ化し、データベースで管理（アセスメントを含む）するようにした。アセスメント票の記載については、研修を実施した。

⑤2年目：（平成18年度）

○実務者会議では、ほぼ毎月ケースの進捗状況を把握した。支援の必要なケースを見落とすことのないよう、アセスメントの程度順に名簿管理するなど、効率的で有効な進捗管理を試行した。

○実務者会議では、ケースの進捗管理のほか、スーパーバイザーをまねいた事例検討（4回）、「在宅アセスメント指標シートの活用について（加藤曜子講師）」などの児童虐待防止スーパーバイズ研修（3回）、市民向けの「CAP（子どもの暴力防止プログラム）研修会」などの児童虐待防止啓発研修（3回）を実施した。

○代表者会議では、「地域における子育て支援～虐待予防に新しい視点を～（原田正文講師）」というテーマで講演、門真市の児童虐待の現状報告、各機関からの活動報告などを行った。

（2）ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

○前述のとおり、各関係機関で児童虐待事例としてあげる事例には特徴があり、虐待を捉える見方やかかわり方に違いがあることがわかった。そのことにより、視野が広がったり、多様な支援が可能になった。

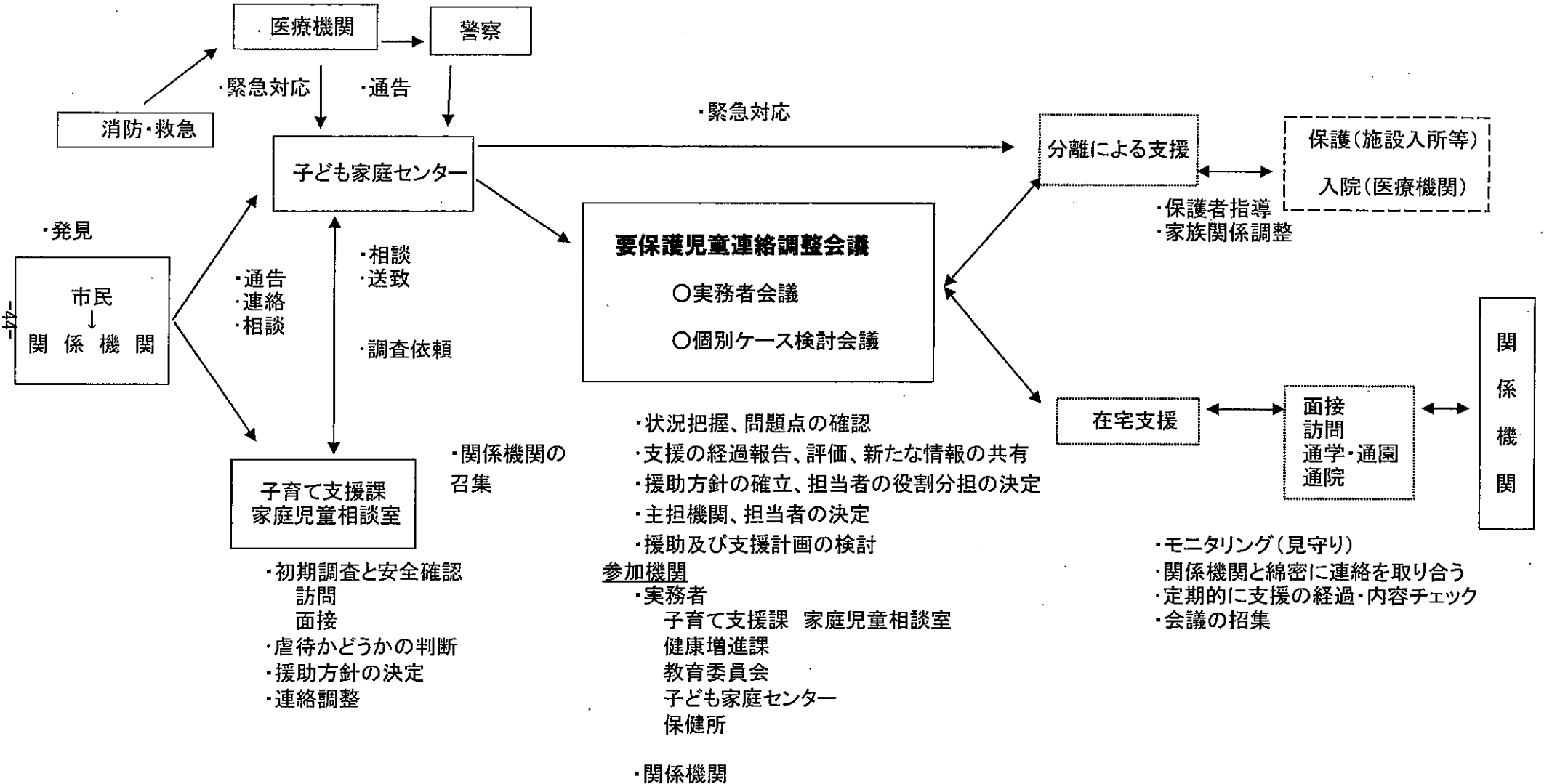
○また、市内の主要な関係機関とのつながりができ（代表者会議など）、虐待の通告がスムーズになった。

（3）その他（他の市町村へのアドバイスなど）

○「子どもが虐待を受ける前に、親が虐待に至る前に支援する施策や体制を整えることが大切である。」ということ、各機関で確認しあうことで、会議の意義が明確になると思う。

○多くの目で見守ることが必要であり、機関連携が必要不可欠であることが多くの機関に理解されつつあるので、各機関の職員同士が顔を合わせるなど、できることからまず始めることが大切だと思う。

# 関係機関による援助の流れ



## 門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱

(設置)

**第1条** 要保護児童（児童虐待防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた者をいう。以下同じ。）の早期発見及びその適切な保護を行うにつき、地域の各関係機関の連携及び連絡を密にして対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、門真市要保護児童連絡調整会議（以下「要保護会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 要保護会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関すること。
- (2) 児童虐待に関する広報及び啓発活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

**第3条** 要保護会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、門真市健康福祉部部長の職にある者とし、副会長は、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課長の職にある者とする。
- 3 会長は、要保護会議の会務を総理し、要保護会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(組織)

**第4条** 要保護会議は、次に掲げる会議によって組織する。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース会議

(代表者会議)

**第5条** 代表者会議は、別表第1に掲げる機関及び団体の代表者で構成するものとする。

- 2 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 要保護児童の支援に関するシステム全体に関すること。
  - (2) 実務者会議からの要保護会議の活動状況の報告及び評価に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、代表者会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。
- 3 代表者会議に座長を置き、会長をもって充てる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 代表者会議は、原則として年1回座長が招集するほか、必要に応じて招集することができる。

(実務者会議)

**第6条** 実務者会議は、別表第2に掲げる機関の実務者で構成するものとする。

- 2 実務者会議は、要保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 定期的な情報交換及び個別ケース会議で課題となった点の更なる検討に関すること。
  - (2) 要保護児童の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握に関すること。
  - (3) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。
  - (4) 要保護会議の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。
- 3 実務者会議に座長を置き、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課の職員をもって充てる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 実務者会議は、原則として月1回座長が招集するほか、必要に応じて招集することができる。

(関係者の出席等)

**第7条** 代表者会議及び実務者会議の座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(個別ケース会議)

**第8条** 個別ケース会議は、当該事例に関し総合的な協議を行うために必要な別表第1に掲げる機関及び団体の実務者及び関係者で構成する。

- 2 個別ケース会議は、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 個別の要保護児童の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
  - (2) 個別の支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
  - (3) 個別の援助方針の確立及び担当者の役割分担の決定並びにその共有に関すること。
  - (4) 個別の要保護児童を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
  - (5) 個別の要保護児童に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、個別ケース会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。
- 3 個別ケース会議に座長を置き、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課の職員をもって充てる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 個別ケース会議は、座長が必要に応じて招集する。
- 6 市長は個別ケース会議の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、第1項の規定により構成された実務者及び関係者以外の者に対し、個別ケース会議に出席を求めて意見を聴くことができる。
- 7 座長は、会議で調整した支援の内容等を必要に応じて実務者会議に報告するものとする。

(名簿の作成)

**第9条** 市長は、第4条各号に掲げる会議を開催したときは、当該会議に出席した者の所属する機関及び団体の名称並びに氏名を登載した名簿を作成し、保管しなければならない。

(守秘義務)

**第10条** 代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議に出席した者は、正当な理由がなく、当該会議（所管事項の遂行に伴う活動を含む。）を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(要保護会議の調整機関の指定)

**第11条** 法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関は、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課とする。

(細目)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、要保護会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月23日から施行する。

(門真市要保護児童連絡調整会議要綱の廃止)

2 門真市要保護児童連絡調整会議要綱(平成7年12月1日施行)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

別表第1(第5条、第8条関係)

社団法人門真市医師会			
社団法人門真市歯科医師会			
門真市公私立幼稚園協議会			
門真市民間保育園協議会			
門真市民生委員児童委員協議会			
門真市地域子育て支援センター			
大阪府助産師会門真支部			
門真地区人権擁護委員会			
関西医科大学附属滝井病院			
かどま子ども家庭サポーターの会			
社会福祉法人門真市社会福祉協議会			
特定非営利活動法人児童虐待防止協会			
大阪府門真警察署			
守口市門真市消防組合			
大阪府守口保健所			
大阪府中央子ども家庭センター			
大阪府立守口養護学校			
門真市	市民生活部	人権政策室	
	健康福祉部		福祉政策課
			健康増進課
			福祉助成課
			門真市立知的障害児通園施設さつき園
			門真市立肢体不自由児通園施設くすのき園
	子ども育成室		子育て支援課
			保育課
			保護課
	門真市教育委員会事務局	学校教育部	
生涯学習部			生涯学習課
門真市立小中学校校長会			
門真市学校保健会養護教諭部			



別表第2 (第6条関係)

大阪府守口保健所			
大阪府中央子ども家庭センター			
門真市	健康福祉部		健康増進課
		子ども育成室	子育て支援課
門真市 教育委員会 事務局	生涯学習部		生涯学習課

<p><b>兵庫県明石市</b></p>	<p>ネットワーク設置年月日：H14.11.11          児童健全育成支援システム「こどもすこやか          ネット」に移行：H16.7.21          協議会設置（移行）年月日：H18.1.12</p>
<p>人口：292,081人          （H19.1.1現在）</p>	<p>子どもの数（15歳未満）：43,474人</p>
<p>調整機関（中心的な職員＝◎）          調整機関の担当課：健康福祉部こども室子育て支援課調整係、8名          職員A（行政職 常勤・兼任） ◎職員B（指導主事〔教諭〕常勤・兼任）          職員C（行政職〔CW〕 常勤・兼任）、職員D（保健師 常勤・専任）、          職員E（行政職 常勤・兼任）、職員F（臨時嘱託〔警察OB〕 常勤・専          任）、職員G・H（家庭児童相談員 非常勤・専任）</p>	
<p>協議会の構成</p> <p>○児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）の全体会（青少年問          題協議会を全体会として位置づけている。）、支援策検討所属長会議、支          援策検討実務者会議を要保護児童対策地域協議会と位置づけている。</p> <p>○モデルのいわゆる代表者会議、実務者会議、個別ケース会議にあてはめら          れると、代表者会議＝全体会、実務者会議＝支援策検討所属長会議、個別ケ          ース会議＝支援策検討実務者会議となる。</p> <p>平成18年度会議開催数（見込み）</p> <p>○全体会（青少年問題協議会）：1回          ○所属長会議：6回（2か月に1回）          ○実務者会議：32回（必要があれば随時開催） （21ケース）</p>	
<p>協議会メンバー</p> <p>◎全体会：行政機関、学識経験者、市議議員など</p> <p>○行政機関：市長、助役、教育長、市関係部長、明石警察署長、公          共職業安定所長、こども家庭センター所長、明石健康福          祉事務所長、神戸地方法務局明石支局長、幼稚園代表、          小学校・養護学校長代表、中学校長代表、高等学校長代          表</p> <p>○学識経験者：商工会議所代表、青少年地区愛護協議会代表、連合自          治協議会代表、連合PTA、連合子ども会育成連絡協議          会代表、民生児童委員協議会代表、青少年補導委員会代          表、保護司会代表、医師会代表、高年クラブ連合会代表、          保育協会代表など</p> <p>◎所属長会議：市役所関係課の所属長（子育て支援課長、保育課長、          学校教育課長、生活福祉課長、障害福祉課長など）、県          の関係機関（こども家庭センター家庭支援課長、健康福          祉事務所保健指導課長、明石警察署生活安全課長、少年          サポートセンター所長）、医師会代表（精神科医）、民          生児童委員協議会の代表</p>	

◎実務者会議： 所属長会議の構成課の実務担当者（ケースにかかわりのある者中心）、ケースを担当する地区民生児童委員、主任児童委員、学校、幼稚園、保育所関係者、ケースにかかわりのあるヘルパー等事業関係者など

(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。  
(どのようにレベルアップを図ってきたのか。)

①設立の手順（○:重点項目 ●黒丸の重点項目の詳細又は補足）

○平成16年4月に健康福祉部こども室子育て支援課が新設され、平成14年に設置していた「児童虐待防止ネットワーク会議」を発展させ、児童虐待と少年非行に取り組む「児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）」を立ち上げた。

●子育て支援課には、指導主事や警察OBを配置し、教育委員会（学校教育課、教育研究所、青少年育成センターなど）と十分な協議を行い、対象を児童虐待と少年非行、非行からみの不登校とした。

○子育て支援課で運営方法や設置要綱を検討しながら、関係者への理解と協力を求めることに力を注いだ。

○平成16年4月から順次、関係行政機関や各種団体の長に概要説明と協力依頼を行い、その後、各種団体の理事会・役員会や中学校校長会、小・養護学校校長会、幼稚園長会、中学校生徒指導担当者会議、小学校生徒指導担当者会議で概要説明及び協力依頼を行った。

※関係行政機関：県こどもセンター所長、明石警察署長、兵庫県警本部生活安全部長、青少年サポートセンター所長、県明石健康福祉事務所長、中学校代表校長、小・養護学校代表校長、生徒指導担当校長など

※各種団体の長：連合自治協議会会長、高年クラブ連合会会長、連合こども会育成連絡協議会会長、連合PTA会長、青少年補導委員会会長、商店街連合会会長、医師会長、保護司会会長、女性団体協議会会長など

※各種団体の理事会・役員会：連合自治協議会役員会及び理事会、高年クラブ連合会理事会及び総会、女性団体協議会理事会、連合子ども会育成連絡協議会理事会、連合PTA役員会、連合子ども会育成連絡協議会理事会、民生児童委員協議会代表者会、青少年補導委員会理事会、青少年地区愛護協議会代表者会など

●教育委員会主催で、臨時校長会を開催し、説明及び意見を求めた。

○全体会（代表者会）を新たに設けるかどうか、教育部門と協議した結果、設置目的が似ており、相当数のメンバーが重複する、青少年問題協議会を全体会と位置づけることとし、新たに代表者は設置しなかった。

○子育て支援課で要綱制定や個人情報保護のルールづくりを行い、平成16年7月21日に「こどもすこやかネット」を立ち上げた。

○教育委員会で発行する「明石の教育」の生徒指導の項目に「こどもすこやかネット」を記載してもらい、利用を促進した。

○平成17年2月に開催された青少年問題協議会において、同協議会を「こどもすこやかネット」の全体会とする旨の了承を得た。

#### ②苦勞した点と対応策、理念、日頃心がけている点など

○関係者の理解・協力を得ることに苦勞したが、設立時の対応策は上記記載のとおりである。また、実績報告を年に一度、民生児童委員協議会、地区愛護協議会、PTAなどに対して行っている。

○理念としては、「地域と行政が連携して支援する」であり、行政の中でも、市内部であれば、教育と福祉の連携を重視している。また、こども家庭センター、警察など県関係との連携も重視している。

ケース検討を行う実務者会議には、担当の民生児童委員、主任児童委員の参加を求めている。

#### ③ネットワーク、協議会が設立された背景

○子育て支援が市の重点施策と位置づけられたように、市長のトップダウン的な部分がある。子育て支援課が設置される前から、総務部、健康福祉部や教育委員会が検討を重ね、子育て支援課設置後は、同課が中心になって設立した。

#### ④設立まで

○「関係者の理解・協力を求める。」理解・協力を求めていくべき順序や重要な人物が存在するので、そのポイントを押さえた後で、各種会合において説明を実施した。（多くの関係団体の総会が初夏までに開催されるのでその時期に必ず出席して、説明した。）

○「教育と福祉の連携に努める。」教育委員会を巻き込み、特に学校関係者に対して理解を求めた。学校関係でも押さえるべき順序、人物が存在するので、そのポイントを押さえた後で、校長会、生徒指導担当者会などで説明した。

○守秘義務、個人情報保護の関係で理解を得るため、明石市個人情報保護審議会に諮問を行ったほか、市の顧問弁護士に対しても個人情報保護に関する相談を行い、設置要綱上守秘義務と誓約書の提出を規定するほか、各会議開催時の個人情報保護の説明、個人情報保護のルールづくりなどを行った。

#### ⑤設立後当初

○所属長会議を毎月1回開催し、理解してもらうことに努めた。

○生徒指導担当者会に必ず出席し、PRに努めた。

○教育委員会で発行する「明石の教育」の生徒指導の項目に「こどもすこやかネット」を記載してもらい、利用を促進した。

## ⑥ 1年目

- 全体会：青少年問題協議会において、事例を報告し、連携しての支援についての理解を深めるとともに、青少年問題協議会を全体会として位置付けることについて了承を得た。
- 所属長会議：毎月1回開催し、全検討事例の報告を重ね、理解を求めた。また、所属長会議のあり方について、各委員の意見を2回徴収し、検討した。所属長会議向けに児童虐待防止とネットワークに関する研修会を実施した。
- 実務者会議：会議冒頭には、自己紹介をするとともに、個人情報保護の重要性を毎回説明している。（2年目以降も継続）
  - ・会議録を作成し、所属長会議への報告用まとめも作成した。（2年目以降も継続中）
  - ・健康福祉事務所の協力のもと、同事務所が招聘していた専門家B氏をアドバイザーとして、実務者会議を開催し、参加者のレベルアップを図った。
- 生徒指導担当者会に必ず出席し、PRに努めた。

## ⑦ 2年目

- 専門家C氏をアドバイザーとしてお願いし、所属長会議、実務者会議のメンバーに対してのネットワークに関する講演会を実施。
- アドバイザーA氏を講師として市民向けの児童虐待防止研修会を実施。
- アドバイザーC氏の大学の研修生が作成した児童虐待防止小冊子「わたしはここにいるよ」の増刷を行い、研修会等で配布。
- 「こどもすこやかネットだより」（創刊号）を発行した。
- 「要保護児童対策地域協議会」への移行を、所属長会議からの意見も参考にしながら実施した。
- 所属長会議：所属長会議は2か月に1回とし、個々のケースの検討については、困難ケースへのアドバイスを中心とした。（3年目も同じ）。また、年間計画、研修計画も報告するとともに、要保護児童対策地域協議会への移行についての意見もいただいた。さらに、児童虐待防止マニュアル素案を示し意見をいただいた。
- 実務者会議：アドバイザーを招いての実務者会議を6回開催（アドバイザーA氏1回、B氏5回、C氏2回）し、実務者のレベルアップを図った。

## ⑧ 3年目

- 子育て支援課に正規職員としての保健師（4月から）、ケースワーカー（12月から）を配置し、事務局体制を強化した。
- 児童虐待防止マニュアルを発行し民生児童委員や関係者に配布するとともに、研修会でも活用した。
- 教育と福祉と地域の連携をより進め、児童虐待・少年非行の防止に取り組むための研修会を複数回行った。  
（民生児童委員向け講演会兼事例検討会、教育市民フォーラム、所属長・実務者向け研修会、実務担当者向け事例検討会、幼稚園・保育所関係者向

け児童虐待防止研修会、小学校・中学校関係者向け児童虐待防止研修会など)

○実務者会議:アドバイザーB氏を招いた実務者会議を4回開催するとともに、事例検討会を1回開催し、実務担当者のレベルアップを図った。

(2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

○こどもすこやかネットの一部が要保護児童対策地域協議会に移行しても、実務内容は変化していないが、法的に守秘義務があることと情報提供を求めることができることから、医師や学校などに協力を得やすくなった。

○ネットワークで取り組むことにより、①多面的で柔軟な対応、②情報・支援策の共有、役割分担の明確化による迅速で的確な対応、③支援者同士の支え合いができるようになった。

(3) その他(他の市町村へのアドバイスなど)

①何を準備していけばいいか。

○システム、会議の種類と役割、対象とする児童の範囲などを検討していく。そのために、福祉と教育の連携は欠かせないため、十分な協議が必要である。(本市の場合、市長の目玉施策であり、指導主事が配属されたため、教育と福祉の連携の面ではスムーズであった。)

○先進市の要綱、システム図を入手し、我が自治体にあった、システムを検討すること。

○どのような関係機関に参加してもらうか。

○会議の(特に所属長会議)の位置づけ、役割、メンバーを検討すること

②留意しておくこと

○国のモデルが自分の市に当てはまるとは限らない。

○教育と福祉の連携が大切である。

○設置にあたっては、市民啓発的に、設立記念講演会を実施するのもいいのではないか。

③説明に行く相手など

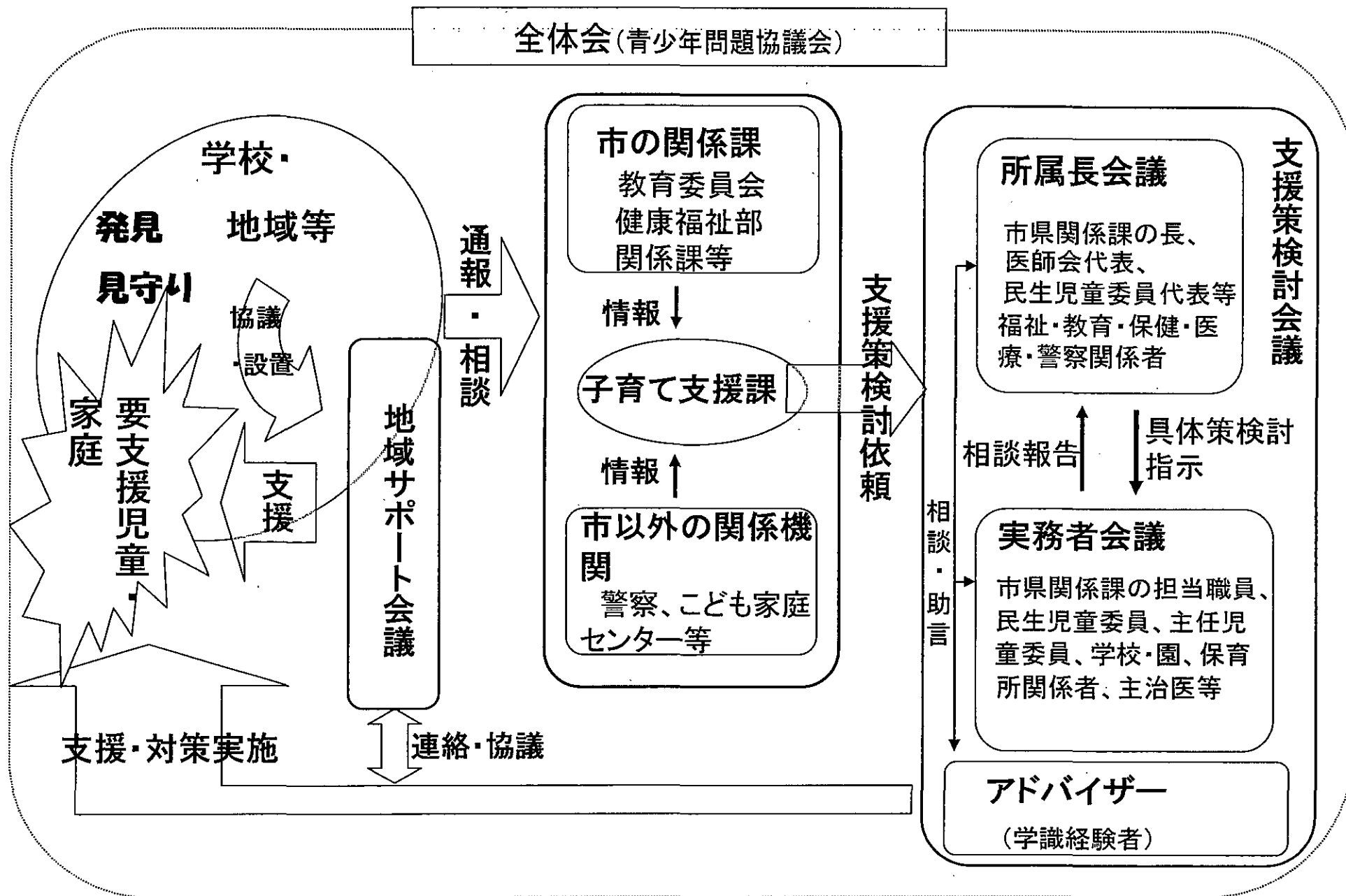
○本市の場合、支援策検討所属長会議(関係課、関係機関の所属長又は代表)を2か月に1度開催しているため、その場で説明ができた。

○全体会である青少年問題協議会委員として新たに委嘱する者には、個別に訪問して説明を行った。

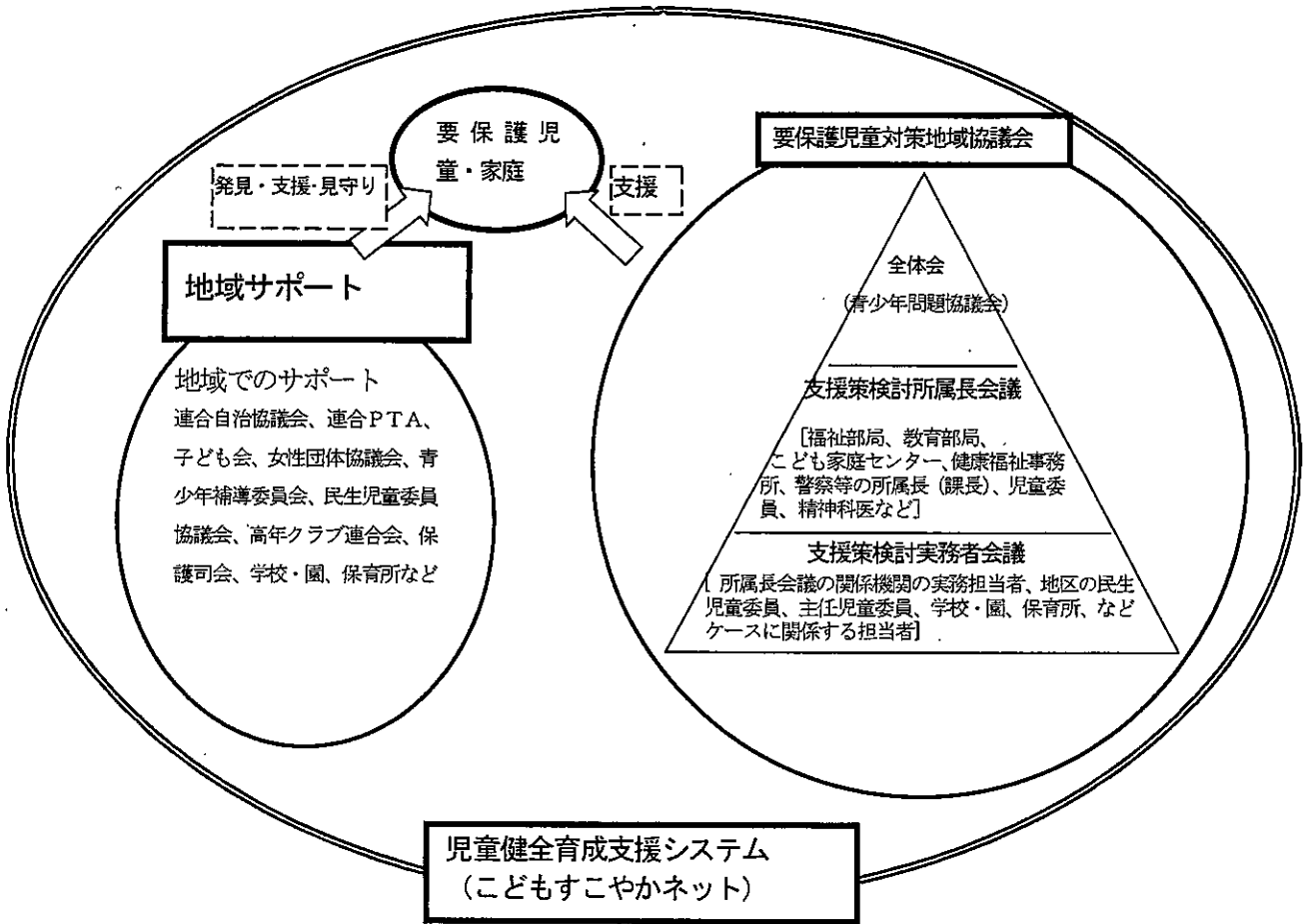
④その他

○当市ではまだ実現していないが、定期的な実務者会議(こども家庭センター、健康福祉事務所、担当課、保健担当課、教育委員会程度)を開催し、こども家庭センターの把握している事案と市の把握している事案を共有し、状況管理も行うことができればよい。

# 明石市児童健全育成システム(こどもすこやかネット)



こどもすこやかネットと要保護児童対策地域協議会のイメージ図





## 明石市児童健全育成支援システム設置要綱

### (設置)

第1条 地域、関係機関及び関係団体が一体となって、児童に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止並びに児童の非行及び犯罪の未然防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するため、明石市児童健全育成支援システムを設置する。

### (構成)

第2条 前条の目的を達成するため、明石市児童健全育成支援システム（以下「こどもすこやかネット」という。）に、全体会、支援策検討関係機関課長等会議（以下「所属長会議」という。）、支援策検討関係機関実務者会議（以下「実務者会議」という。）及び地域サポート会議を置き、これらの連携を図る。

### (全体会)

第3条 全体会は、こどもすこやかネットに関する報告及び次に掲げる事項の協議を行うものとし、明石市青少年問題協議会条例（昭和36年条例第13号）に規定する明石市青少年問題協議会を全体会として位置づけるものとする。

- (1) 児童虐待等に係る関係機関等相互の情報の共有化、連携及び協力に関すること。
- (2) 児童虐待等に係る予防、早期発見及び早期対応の達成に関すること。
- (3) 児童虐待等の防止に係る啓発活動の推進に関すること。
- (4) こどもすこやかネットの運営に関すること。
- (5) その他児童虐待等の防止に関すること。

第4条 所属長会議は、行政関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）の専門性を有機的につなげ、各関係機関等の機能及び権限を最大限に活用した行動の連携を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待及び問題行動（以下これらを「児童虐待等」という。）の防止、早期発見及び早期対応について、関係機関等が行う事業等の効果的な連携及び協力の推進に関すること。
- (2) 児童虐待等の防止に係る啓発に関すること。
- (3) 児童虐待等に係る実務者会議への支援策の検討の指示及び実務者会議で策定した支援策の評価に関すること。
- (4) 問題行動の広域化など、全市的な対応が必要な場合における各関係機関等の対応、対策及び役割分担の調整に関すること。
- (5) こどもすこやかネットを運営する上での課題の検討に関すること。

- (6) その他児童虐待等の防止に関すること。
- 2 所属長会議は、別表第1に掲げる関係機関等の代表者から推薦された者又は推薦された職にある者及び別表第2に掲げる者をもって組織する。
  - 3 所属長会議の座長は、明石市健康福祉部こども室子育て支援課長（以下「子育て支援課長」という。）の職にある者をもって充てる。
  - 4 座長は、所属長会議を代表し、会務を総理する。
  - 5 座長に事故があるときは、あらかじめその指定する者が、その職務を代理する。
  - 6 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
  - 7 所属長会議の構成員の任期は、構成員がその職に在職する期間とする。
  - 8 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる明石市医師会及び明石市民生児童委員協議会の代表者から推薦された者若しくは推薦された職にある者の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 9 前項に規定する構成員は、再任されることができる  
（実務者会議）

第5条 実務者会議は、各関係機関等が所有している情報及び問題意識を集約し、共有することにより、児童虐待等の具体的事案に対し、各関係機関等の機能及び権限を最大限に活用した、迅速で、効果的、多面的かつ総合的な指導及び支援を行うため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待等の具体的事案における、個人情報保護について配慮した情報の共有化に関すること。
  - (2) 児童虐待等の具体的事案に係る指導及び支援策の検討並びに各関係機関等の効果的な役割分担及び行動連携の調整に関すること。
  - (3) 地域サポート会議との連携を図り、地域サポート会議及び各地域が取り組むべき支援策に係る協議に関すること。
  - (4) その他児童虐待等の防止に関すること。
- 2 実務者会議は、前条第2項に規定する所属長会議の構成員から推薦された者又は推薦された職にある者及び関連団体から推薦された者をもって組織する。
  - 3 実務者会議は、定期的又は臨時に開催するものとし、所属長会議の座長が、前項に規定する者のうちから児童虐待等に係る事案の検討に必要な者を招集して開催する。
  - 4 実務者会議の進行は、所属長会議の座長が指名した職員が行う。

- 5 所属長会議の座長が必要があると認めるときは、第2項に規定する者以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(地域サポート会議)

第6条 地域サポート会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域における要支援者に対する支援策の検討及び実施に関すること
  - (2) 地域における虐待防止、非行防止等の啓発活動に関すること
- 2 地域サポート会議は、地域の支援及び関わりが必要な事案について、幼稚園長、小学校長、中学校長又は子育て支援課長が、当該事案の関係者のうちから必要な者を招集し、開催する。
- 3 前項の会議は、小学校区単位又は中学校区単位で開催することとし、2以上の中学校区の関わりが必要な事案については、関連中学校区をひとつの単位として開催するものとする。

(要保護児童対策地域協議会)

第7条 全体会、所属長会議及び実務者会議を児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として位置付ける。

- 2 明石市健康福祉部こども室子育て支援課を児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関として取り扱う。

(秘密の保持)

第8条 全体会、所属長会議、実務者会議及び地域サポート会議の構成員並びにその他の参加者は、その活動を通じて知り得た個人情報について、みだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 全体会、所属長会議、実務者会議及び地域サポート会議の構成員は、その活動目的を達成するために必要な範囲以上の個人の情報を収集してはならない。
- 3 所属長会議、実務者会議及び地域サポート会議出席者（法律、政令、府令又は省令で守秘義務を課されている者を除く。）は、別に定める秘密の保持に関する誓約書を提出しなければならない。

(庶務)

第9条 こどもすこやかネットの庶務は、健康福祉部こども室子育て支援課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、こどもすこやかネットの運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則（平成16年7月21日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（平成18年1月12日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、制定の日から施行する。

（明石市児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱の廃止）

2 明石市児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱（平成14年11月11日制定）は、廃止する。

附 則（平成18年4月19日制定）

この要綱は、制定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

明石警察署

兵庫県警察本部明石少年サポートセンター

兵庫県中央こども家庭センター

兵庫県明石健康福祉事務所

明石市医師会

明石市民生児童委員協議会

別表第2（第4条関係）

明石市政策部広報課長

明石市総務部防災安全課長

明石市コミュニティ推進部コミュニティ推進室課長

明石市健康福祉部福祉総務課長

明石市健康福祉部生活福祉課長

明石市健康福祉部障害福祉課長

明石市健康福祉部健康推進課長

明石市健康福祉部こども室子育て支援課長

明石市健康福祉部こども室保育課長

明石市健康福祉部こども室児童福祉課長

明石市教育委員会事務局学校教育課長

明石市教育委員会事務局社会教育推進課長

明石市教育研究所長

<p>兵庫県加古川市</p>	<p>ネットワーク設置年月日：H14.11.1 協議会設置（移行）年月日：H17.4.1</p>
<p>人口：266,224人</p>	<p>子どもの数（15歳未満）：40,303人</p>
<p>調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：こども課、6名 ◎職員A 常勤 兼任 職員B 常勤 兼任 職員C 常勤 兼任 保健師 非常勤・専任 家庭児童相談員2 非常勤・専任</p>	
<p>平成18年度会議開催数（見込み） ○代表者会 1回 ○実務者会 10回 ○個別ケース検討会議29回（H19.2末現在）</p>	
<p>協議会メンバー： ○代表者会議：医師会、町内会、社会福祉協議会、民生児童委員、PTA、人権擁護、児童養護施設、保育協会、警察、こども家庭センター、保健所、中学校長会、小学校長会、幼稚園長会 ○連絡会議：こどもセンター、保健所、庁内関係機関 ○事例検討会議：関係機関</p>	
<p>(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。</p> <p>①設立まで： ○児童福祉法の改正により、厚生労働省のガイドラインにしたがって、設立。 ○事前に児童虐待防止推進協議会を設置していたため、その要綱と厚生労働省のガイドラインを併せて要綱を作成した。</p> <p>②設立後当初： ○推進協議会の時は研修会や講演会等の開催のみで主だった活動はなかったため、とりあえず協議会の設置に係る事務（告示、代表者会の開催事務等）をすすめ、実際にケースにどのようにかかわっていくかまでは、全くつめておらず、協議会は設置したけれど・・・という状態であった。 ○要保護児童の中には、発達障害や非行も入るということで、どのように対応していくかの不安が大きかった。</p> <p>③1年目： ○当初は担当係長、臨時保健師の設置のみで協議会の告示や代表者会のメンバーの選出等に労を費やし活かしたネットワークづくりについては、あまり考えてなかった。 ○個別ケース検討会を中心に行った。その結果ネットワークの大切さに</p>	

段々と気づいていった。

- まずは、家庭児童相談の中で定期的にケースの見直しを行った。
- 就学前担当機関と就学後担当機関に分けて、主たる担当者を決め、情報の交換をし、関係を築いていった。
- ケースの通告件数が増加していき、ネットワークが機能しないままでは見守りのみになってしまうという危機感から、児童虐待の専門家にネットワークの運営についてアドバイスをもらうようになった。
- 実務者会議については、どのような内容でどれくらいの頻度で開催するかとの知識がなく、当初は庁内の担当機関が集まって、異なったかかわりの中で、何を話してよいかわからず、研修会を開催することにとどめたり、要綱改正をし、実務者会の開催回数を減らしたりした。
- 措置権等の権限をもっていることも家庭センターに聞いてもなかなか判断がつかないときもあるが、その場合はこども家庭センターにも意見が言えるパイザー（教授クラス）を呼んで、事前に打ち合わせをした後、ケース会議を開いた。
- 人間関係をスムーズにすることに重点をおいた。（調整機関内部）
- ある程度の関係ができるまでは、できるだけ顔をあわせるようにするが、各担当者の熱意を見極め、関係が築けそうな機関から着手した。
- DV関係の相談員、母子自立支援員との連携を強めた。

#### ④ 2年目以降：

- 要保護対策担当副課長、家庭支援係が設置された。（人員増加）
- 児童虐待の専門家にアドバイスをもらうことにより、実務者会のあり方について、3年目に向けて要綱を改正するとともに、位置づけや開催の内容を考えた。
- 実務者会議をこども家庭センター・保健所と就学前担当機関、就学後担当機関、民生児童委員と4つに分けるブロック化を図った。（加古川市の規模では5者会議で定例で集まるほうが効率が良かったため、平成19年度以降は再度一本化する予定）
- ケースにかかわってもらうための、民生児童委員の定期的な研修をはじめた。
- ケースの大変さを庁内の担当機関に理解してもらうため、すべてのケースについて、連絡会（実務者会）で話をし、各課がなぜここにいるかを何度も説明した。
- 市内の虐待事例が新聞に取り上げられたことにより、議会をはじめ上層部の関心が集まったことを利用して、相談員の勤務体制の充実に向けて予算計上を図った。
- 子育て相談（ホットライン）との連携を図った。
- 学校園職員むけのマニュアルを作成し、配布した。

#### (2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

- ケースの通告先がこども課であるという認識を庁内担当部署をはじめ、教育委員会関係がもち、すべての虐待ケースについての情報を1本化することができた。
- こども課と措置機関であるこどもセンターとのかかわりが強くなった。
- ケースを役割分担して見守ることができるようになった。

- ケースの定期的な見直しができるようになった。
- 色々な専門家の人のアドバイスを聞く機会が多くなった。

(3) その他（他の市町村へのアドバイスなど）

- 措置権等の権限をもっているこども家庭センターに聞いてもなかなか判断がつかないときもあるが、その場合はこどもセンターにも意見が言えるバイザー（教授クラス）を呼んで、事前に打ち合わせをした後、ケース会議を開く。
- 人員の増加をタイミングをみて人事に訴える。（虐待のケースを例にとってみるのもあり）
- ある程度の関係ができるまでは、できるだけ顔をあわせるようにするが、各担当者の熱意を見極め、関係が築けそうな機関から着手する。
- DV関係の相談員、母子自立支援員との連携を強める。
- 警察との連携は必要。しかし、警察は行政（福祉）ではなく、あくまで司法的な動き方をする場合があるので、慎重に対応する場合あり。
- 代表者会議：年1回～2回開催 約2時間程度 メンバーの虐待に関係する温度差が大きいため、件数報告や事業計画等に留める。
- 連絡会議（実務者会議）：月1回 第1火曜（未定）約2時間程度。困難ケースや新規ケースについての見直し
- 個別ケース検討会：随時 困難ケースについては、児童相談アドバイザーによるバイズをつける。

## 加古川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 要保護児童の早期発見及び適切な保護を行うため、関係機関・団体等との連携の強化を図り、当該児童及びその保護者に関する情報収集や必要な支援等を行うことを目的に、加古川市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 要保護児童についての関係機関・団体等のネットワークの確立に関すること
- (2) 要保護児童及びその保護者に関する情報、適切な保護を図るために必要な情報交換、支援内容に関する協議
- (3) 啓発活動に関すること
- (4) その他要保護児童の対策に必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表第1に定める構成員をもって組織する。

### (会議)

第4条 協議会は、次の会議を開催する。

- (1) 代表者会議
  - (2) 連絡会議
  - (3) 実務者会議
  - (4) 事例検討会議
- 2 代表者会議は、各年度の協議会の運営方針等を定めるため、協議会の構成員により各年度1回以上開催する。
  - 3 連絡会議は、ネットワークの運営に関する情報交換等を行うため、別表第2に定める機関・団体等の担当者により各年度1回以上必要に応じて開催する。
  - 4 実務者会議は、すべてのケースについて、状況確認及び検討を行うため、連絡会議の構成員の中から構成員を選任し、各月1回以上開催する。
  - 5 事例検討会議は、個別のケースに対応するため、そのケースに関係のある担当者により必要に応じて開催する。



(秘密保持)

第5条 協議会及び会議の構成員は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、加古川市福祉部こども支援局こども課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。  
(加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱の廃止)
- 2 加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱(平成14年10月10日福祉保健部長決定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月 日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

関係機関 ・団体	加古川市加古郡医師会から推薦された者 加古川市町内会連合会から推薦された者 加古川市社会福祉協議会から推薦された者 加古川市民生児童委員連合会から推薦された者 加古川市PTA連合会から推薦された者 加古川市人権擁護委員協議会から推薦された者 児童養護施設から推薦された者 兵庫県保育協会東播磨地区保育協議会加古川支部から推薦された者 兵庫県加古川警察署から推薦された者 兵庫県中央こども家庭センターから推薦された者 兵庫県加古川健康福祉事務所から推薦された者 加古川市立中・養護学校校長会から推薦された者 加古川市立小学校校長会から推薦された者 加古川市立幼稚園園長会から推薦された者
加古川市	市民部 福祉事務所 教育委員会教育指導部
その他市長が特に必要と認める者	

別表第2（第4条第3項関係）

関係機関 ・団体	兵庫県中央こども家庭センター	家庭支援課
	兵庫県加古川健康福祉事務所	保健指導課
加古川市	市民部	人権施策推進課
	福祉部	福祉総務課 生活福祉課 障害福祉課 つつじ療育園 保育課
	教育委員会	生涯学習推進課 学校教育課 青少年育成課

<p>福岡県前原市</p>	<p>ネットワーク（虐待防止連絡会）          設置年月日：H13.10.1          協議会設置（移行）年月日：H17.10.1</p>
<p>人口：68,872人</p>	<p>子どもの数（15歳未満）：10,953人</p>
<p>調整機関（中心的な職員＝◎）          調整機関の担当課：児童家庭課、2名              ◎職員A          保健師                  常勤・専任              嘱託職員B      家庭児童相談員      非常勤・専任</p>	
<p>協議会の構成          ○前原市要保護児童対策協議会設置規程第 3条            * 協議会は関係機関等に所属する者全てを構成員とする。</p> <p>平成18年度会議開催数（見込み）          ○代表者会議 3回            * 各機関の代表、委嘱はしない。委員の交代は各機関で推薦する</p> <p>○実務者会議            * 各部会（乳幼児1、学校3、発達支援1、問題行動1）*3学期            計18回            * 各機関が担当者を選任</p> <p>○個別ケース会議 100回以上            * 会議時に設置規程を配布し、構成員であることの確認と共に守秘義務の徹底</p>	
<p>協議会メンバー          ○前原市要保護児童対策協議会設置規程第 3条            * 協議会は関係機関等に所属する者全てを構成員とする。</p>	
<p>(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。          （どのようにレベルアップを図ってきたのか。）</p> <p>○虐待防止連絡会設立当初に『前原市における虐待の定義』を作成。            * 虐待だけでなく気になる子ども、気になる家庭、困っている子ども、困っている家庭を支えることを目的。            * それぞれの機関が何をしていかなければならないか、何ができるのかを考え、明言化</p> <p>○上記目的で、協議会の関係機関の役割を認識するとともに、並行してケースワークを児童家庭課も行き、ケース管理をする。</p>	

○相談業務の増加に伴い、中途半端なケース管理がでてきたため（特に小中学生）、関係機関に呼びかけ、ネットワーク会議学校部会の設立を提案。

また、文科省からも福祉部門と教育部門の虐待対応の連携文書が出たため、その文書を活用。

\*その後立ち上がる乳幼児、発達支援、問題行動部会も児童家庭課で原案を作成し、代表者会で承認を受ける形で、ネットワーク会議への理解を深めた。

○部会によるネットワーク会議を進めることにより、見守り、支援が必要な家庭全てを網羅し、現在の情報、それぞれの役割、方向性を決める。また、ケースワークを行う上での基本的な考え方を統一。

○個別ケース会議は、それぞれの部会で関係者、役割がわかっているので、問題が発生した度に関係機関を招集、あるいは出向いて協議。調整機関が招集するだけでなく、各機関から招集要請が調整機関である児童家庭課に入る。基本的には電話で招集

○ネットワーク会議の報告は、各委員が個別に情報を管理することがないよう、会議終了後に調整機関である児童家庭課が報告書をまとめ、関係機関に公文書で守秘義務の徹底を依頼し、発送する。

◎ネットワーク、協議会が設立された背景：

○平成13年度、児童福祉に力を入れるというトップダウンの方針で職員を一人配置

◎設立まで：

○虐待防止法の制定により、虐待防止連絡会は作らなければならないものと思っていたため、先に作っていた市町より要綱を取り寄せ、当市にあった内容に変えていった。

○会の主旨を理解し、発展させてもらうために、ケースワークを一緒に行った各機関の代表的な方に、初代の委員を引き受けてもらった。

◎設立後当初：

○虐待防止連絡会は2年任期のため、1期の間話し合った、「虐待の定義」や「各機関の役割」が、任期が変わる度にまた一から始める事の繰り返しだったが、委員が変わることにより、認識が広がった。

○代表者会は各機関から「それぞれの役割」「困っている点」「要望」を掲げて貰い、報告だけの会にならないようにした。

◎虐待防止連絡会から要保護対策協議会への移行：



- 虐待防止連絡会の当初から、“虐待だけでなく、気になる子ども、気になる家庭、困っている子ども、困っている家庭”を対象にしていく方針だったが、国から児童相談が市町村の役割だと明言していただき、対象を広げることとなって、市の立場がはっきりした。
- このため、移行は要綱を今まで以上に動きやすい内容に変更するだけで、大きな組織改正などはなかった。

(2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

- ネットワーク会議（各部会ができての変化）
  - ①早期発見・早期対応
  - ②担当者の負担の軽減
  - ③関係機関との連携
  - ④担当者の意識変化
  - ⑤子どもを取り巻く状況を多方面から分析

(3) その他（他の市町村へのアドバイスなど）

- ケースワークをしていて感じることは、小さな市町で協議会が立ち上がっていない所でも、それぞれの家庭のケースワークは保健師や福祉担当者がきちんと把握して行っている様子が伺える。メンバーが同じになる既存の会（例えば介護保険、障害福祉、健康づくり等）が活用できると思う。
- 大都市の場合、ケースの連絡に非常に戸惑うことがある。問題別に所管が違うが、内部のことはわからないので、調整機関が窓口になってくれると他市との連携が行いやすく、また市民にとっても相談しやすくなる。



# 前原市における要保護児童対策



～誰もが暮らしやすい

子どもたちの笑顔があふれる

街づくりをめざして～

平成19年3月

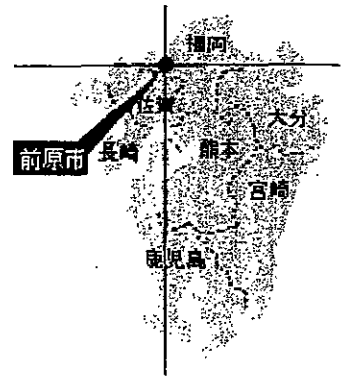
前原市民生部  
児童家庭課 児童係



## 1. 前原市の概要（要保護児童対策を行う上での特徴）

人口 68,872人（平成19年2月現在）  
15歳未満人口 10,953人  
面積 104.5km<sup>2</sup>

位置 福岡県の西端に位置し、東に政令都市・福岡市  
西は糸島郡二丈町（その西は佐賀県唐津市、旧浜玉町）  
北は志摩町（その北は玄海灘）  
南は佐賀市（旧富士町、背振山系）に接しています。



前原市は、周囲を海と山に囲まれた自然豊かな田園都市であるが、福岡市の中心とは電車で約30分、都心の通勤通学圏にあり、平成17年10月には市の北東部に九州大学の移転が始まり、人口増加が著しい元気なまちである。

しかし、東は政令市、南西は佐賀県にはさまれ、福岡県の中では陸の孤島というような位置関係で、行政間の連携が非常に取り難い現状もある。

県の児童福祉施設がほとんどない地域で、管轄の児童相談所も1時間半の距離にあり、距離的に継続した利用が困難である。

また、隣接の福岡市は政令市のため、県で実施されるような児童福祉、あるいは母子保健事業が単独で行われているが、近隣市町村の利用率が少ないために利用が難しい。

このような地理的環境のため、従来から特に母子保健、児童福祉事業に関しては自分たちの手でどうにかしようという気風があり、そのためには多くの関係者の力が必要で、分離されている分だけ地域内の、保健、福祉、医療、教育の各関係機関の連携が従来から根付いている地域である。

## 2. 施策としての展開

児童虐待防止法が施行され、児童福祉の関係者や市民の関心が少しは高まったものの、依然として虐待という言葉のイメージから、「自分には関係ない」、「そんな事象が周りでは起こっていない」というような言葉が、児童虐待防止連絡会の中でも聞こえた。このため、13年度の連絡会設置当初の取り組みとして、「前原市における虐待の定義」を作成。気になる子ども、気になる家庭、困っている子ども、困っている家庭を支える為に、それぞれの機関が何をしていかなければならないか、何ができるのかを考え、明言化していった。当課は直接的なケースワークと並行しながら、要保護児童対策に関する市の考えを示すとともに、施策としての体系化を進めていった。

平成17年3月作成の「次世代育成支援対策行動計画」では、要保護児童対策の推進を掲げ、10月には「児童虐待防止連絡会設置規程」を廃止し、「前原市要保護児童対策協議会設置規程」に移行。児童虐待のみならず、要保護児童全般を対象に、児童福祉に関する必要施策を提言、実効する体制を整備、推進している。

現在、要保護児童対策協議会では、各機関の情報・問題点の共有化、役割分担を行うためのネットワーク会議を中心に取り組みを進めている。

◎ 第4次前原市総合計画（平成13年度～平成22年度）

～人と自然が共生する文化創造都市前原～

【基本方向】

1. 魅力と交流をはぐくむ都市づくり
2. 自然と共生する快適な環境づくり
3. やさしさと思いやりの安心づくり
4. 21世紀を担う個性豊かな人づくり
5. 活力と創造あふれる産業づくり



◎ 前原市次世代育成支援対策行動計画（前期）

～のびのびと子どもが育つ前原市 2025-20年後の未来へ～

【重点課題】

1. 在宅保育家庭への地域における子育て支援の充実
2. 児童虐待防止対策の充実
3. 子ども等の安全の確保

【基本目標】

1. 地域における子育て支援（地域子育て支援）
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進（保健）
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（教育）
4. 子育てを支援する生活環境の整備（生活環境）
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進（仕事と家庭の両立支援）
6. 子ども等の安全の確保（安全対策）
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進（要保護児童対策）



◎ 前原市要保護児童対策協議会設置規程

～平成17年10月制定～

【特徴的なこと】

1. 協議会は関係機関等に所属する者全てを構成員とする。（第3条）  
委嘱なし 報酬なし
2. 協議会は代表者会、要保護児童ネットワーク、個別ケース検討会議によって組織する。（第4条）
3. 要保護児童対策調整機関として前原市民生部児童家庭課を指定する。（第8条）
4. 協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。（第10条）



### 3. 要保護児童対応に関する基本的な考え方

虐待を受けている子どもをどうやって救うのかという観点から入ると、関係者の抵抗感があることが、今までの経過の中で分ってきた。前原市においては虐待問題から入るのではなく、広く子どもがいる家庭を支援していくことに主眼をおき、ネットワークの構築を進めている。このため、要支援の段階で対象者を把握し、この段階での支援、見守りに力を入れている。

#### ① 要支援・見守り

図に表したように、この段階では、関係する機関が多く存在し、対象者との関係も取り易い。また、直接子どもに対応している為、情報も多い。万一、要保護のゾーンに移行したとしても、早期発見が可能であり、その問題に関しては児童相談所や児童家庭課などの機関が介入し、早期に共同してケースワークを行うことが可能である。

このゾーンの上の部分の対象者に関しては、1～2年支えれば下のゾーンへ行くという可能性は低く、子どもの成長の段階に応じた問題が新たに発生する確立が高い為、長期的かつ継続的な支援が必要となってくる。

下向きの矢印の方向にいくための支援に関してはそれぞれの機関が今までも日常的に行ってきたことであり、担当者が特別な負担感を感じずに支援していくことが役割であると認識している為、ネットワークを継続していく鍵になっている。

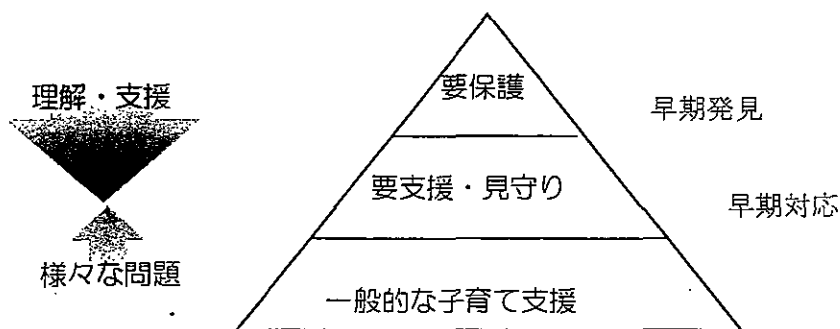
#### ② 要保護

要支援のゾーンから要保護のゾーンに移行してくるケースに関しては、定例の部会で問題点、危険性などの情報が共有されている為、関係者が一人で苦悩することがほとんどなくなった。早急に対応することで重症化することも防いでいる。この段階で対象者と関係を作ることは難しいが、要支援の段階でいずれかの機関が関係をつくれれば介入はそんなに難しいものにはならない。問題を解決していくために対象者との関係づくりが一番重要なことである。

このゾーンは児童相談所や児童家庭課、保健所、警察などが担当することが多く、多くの経験の中でそれぞれの担当者の専門性が高く、役割が明確化されているため、日々のケースワークが事例検討のような形で積み重ねられている。

#### ③ 一般的な子育て支援

子育てをする環境が厳しくなったと言われているが、前原市での子育て環境を再度分析する必要性はある。ケース登録の内容では離婚・単身での子育ての増加、未婚・若年妊娠の増加等が著しく、育児の未熟性や社会性の欠如、家族間の支援不足が伺える。しかし、これらの問題は一般的な子育ての中でも共通性があり、18年度中に再度調査し、「次世代育成支援対策行動計画」の中で施策の展開を図っていく方向で進めている。



#### 4. ネットワークの構築

##### 1) ネットワーク構築の経過

○平成11年 4月 児童家庭課に家庭児童相談員1名（嘱託員）

○平成13年 4月 児童家庭課に子育て支援相談業務（室）を設置する。

担当職員を配置（保健師1名）

○平成13年11月 「前原市児童虐待防止連絡会」設置

○平成16年10月 ネットワーク会議「学校部会」の定期開催開始

\*（前原市児童虐待防止ネットワーク会議「学校部会」の定例化について参照）

\*相談業務の増加に伴い、中途半端なケース管理がでてきたため、3中学校区別にケースカンファレンスを学期毎に行い、情報交換と役割の確認。（H16.4.15 付け厚生労働省雇児総第0415001号『『現在長期学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果』を踏まえた対応について』を活用）

○平成17年7月 ネットワーク会議「乳幼児部会」の定期開催開始

\*（前原市児童虐待防止ネットワーク会議「乳幼児部会」の定例化について参照）

\*「児童虐待防止連絡会」の中で一番危険な乳幼児期のネットワークの必要性が求められ、母子保健、児童福祉施設の担当者での情報交換、役割確認を学期毎に開始。

○平成17年10月 「要保護児童対策協議会」設置

\*協議会は代表者会議、要保護児童ネットワーク会議、個別ケース検討会議によって組織され、市内の関係機関に所属する全ての者を構成員とした。

「要保護児童対策調整機関」として前原市民生部児童家庭課を指定

「前原市児童虐待防止連絡会」を廃止「要保護児童対策協議会」へ移行

「児童虐待防止ネットワーク会議」を「要保護児童ネットワーク会議」へ移行

○平成17年12月 ネットワーク会議「発達支援部会」開始

\*（前原市要保護児童ネットワーク会議「発達支援部会」の定例化について参照）

\*児童本人が持つ障害等に起因した育て難さによる問題が多くなってきており、家庭環境問題と複合していることも多いため、児童福祉施設、教育機関等の関係機関の対象を広げ、連携を強化する。

\*発達障害者支援法の施行

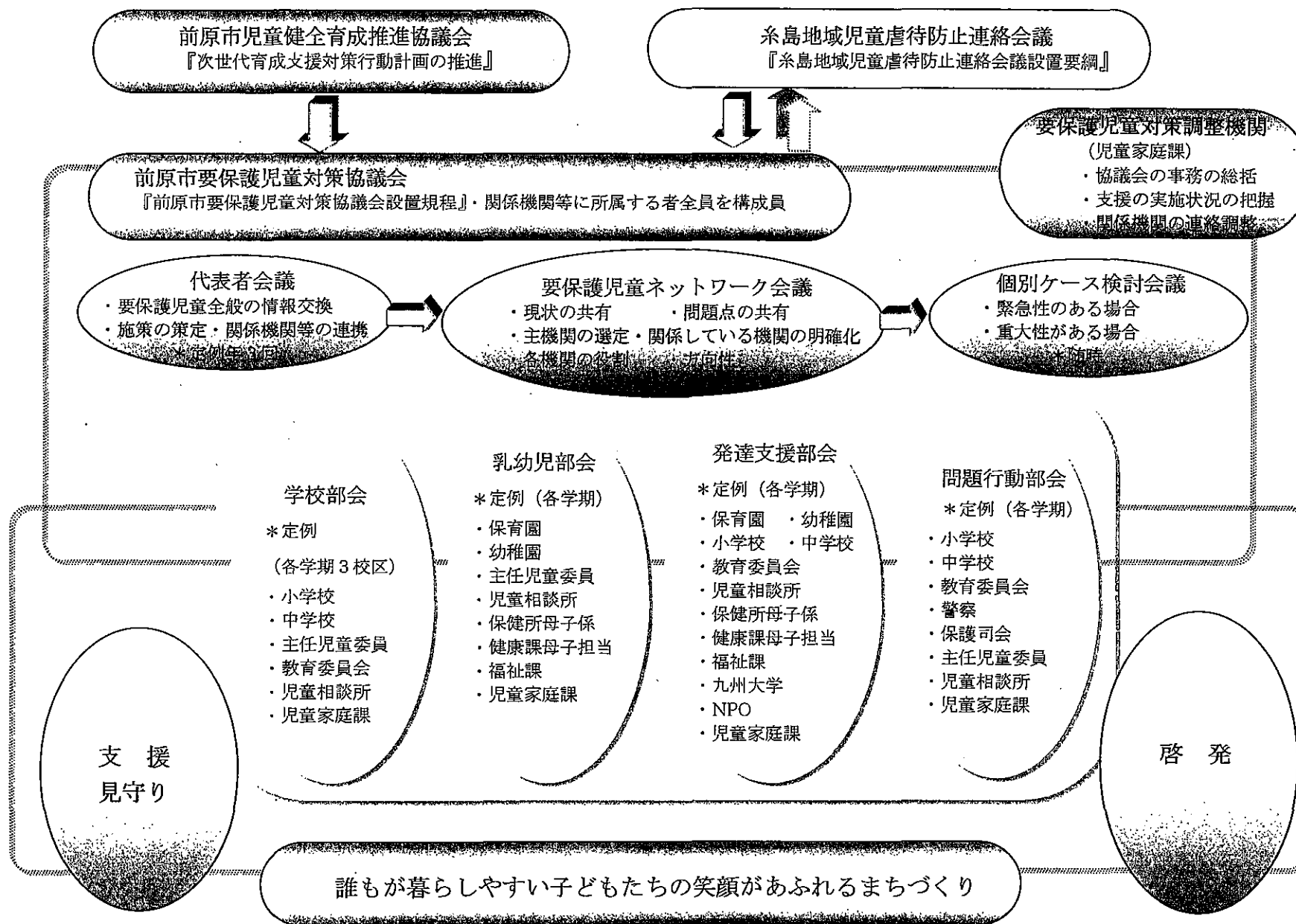
○平成18年12月 ネットワーク会議「問題行動部会」の開始

\*（前原市要保護児童ネットワーク会議「問題行動部会」の定例化について参照）

\*要保護児童等の相談業務の中には、虞犯・非行等の問題行動も含まれている。家庭環境等の問題も絡み、多くの機関が共同して対応することが求められているため、警察や保護司会等との連携を深める為の組織化。

\*（H16.3 文部科学省 『学校と関係機関との行動連携に関する研究』活用）

5. 前原市要保護児童ネットワーク



## 6. ネットワーク会議を導入しての成果

### ① 早期発見・早期対応

児童家庭課を情報の集約機関として位置付けたため、あらゆる情報がすばやく児童家庭課に集まるようになった。その時点で関係する機関に連絡を取り、対応を協議する為、介入が早くなるとともに、問題の放置がなくなった。

### ② 担当者の負担の軽減

ネットワーク会議のために、各機関内では事前の情報交換が行われており、担当者だけが抱え込まずに、組織的に問題を共有する体制に変わってきた。

また、ケース検討をする中で、他機関の対応や問題の解決方法を学ぶ機会にもなっている。定期的な情報交換により問題を埋もれさせて重症化させることがなくなった。

### ③ 関係機関との連携

各機関の担当者が抱えている問題は同じでも、機関が違う為に連携、共有することが難しかったが、ネットワーク会議の中で顔を合わせることでそのつながりを強化することができた。

関係機関が集まって情報交換しているため、多方面からの情報が入り、問題点、方向性などがいろいろな角度から検討できるようになった。

さらに各機関の役割が明確になったことで支援や見守りが強化された。

### ④ 担当者の意識変化

虐待や要保護児童等に対する認識が高まり、重症度、危険度が高いケースへの対応が早くなった。

長期的な見守り・支援が必要なケースについても、以前は保護・施設入所等での解決を望むことが多かったが、各機関ができることを掲げ、地域の中での支援を検討できるようになった。

### ⑤ 子どもを取り巻く状況を多方面から分析

それぞれが抱える問題は違っているが、内容の分類や、統計により子どもを取り巻く状況を多方面から分析することができる。

また、それらの問題点から直接的な事業を展開し、次世代育成支援対策行動計画等に反映し、施策を推進することができる。

## ■ 相談件数の推移

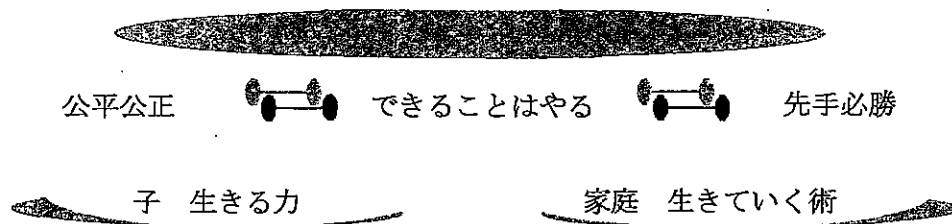
年 度	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
家庭児童相談 件数 (延べ数)	1 8 7	3 7 3	5 8 5	7 6 0	9 8 6	1 5 2 5	2 0 8 1
ケース登録数 (実数)			1 0 5	1 6 5	1 8 4	2 4 4	4 5 0

家庭児童相談件数は、福祉行政報告例の第60家庭児童相談室における相談報告  
ケース登録数は、カルテ管理している数（個人ではなく家族で登録）

## 7. 児童家庭課（調整機関）の役割

- 1) 困っている人、支援を求めている人を見逃さない。（責任の所在）
- 2) 調整機関として、情報が滞ることがないように絶えず関係機関と連絡を取る。（連携）
- 3) ケース登録をする時は、基本的に直接対象者に会い、対象者との関係をつくる。  
（百聞は一見にしかず）
- 4) 子どもの安否確認を含め、必ず現場を確認する。（現場主義）
- 5) 合言葉の実践

前原市の子どもは前原市が責任をもって対応



## 8. 今後の課題

「乳幼児部会」「学校部会」から「発達支援部会」へと部会を展開していくことで、子の障害も乳幼児期からの家庭環境、親子関係の二次障害であるなどの多面性が分ってきた。今後は、定時的な問題の捉え方だけでなく、乳幼児期・学童期・思春期へと成長に合わせた継続した連携が大切である。

学童期後半から思春期にかけて一番問題となっている、子の問題行動に対応していくために、経年的な連携と問題の分析を行うための「問題行動部会」を設置したことにより、就学時期から地域社会に向けての連携も可能になってきた。

社会的、経済的な問題を抱えた家庭は増えており、親の見本がない家庭では、子どもが非常に厳しい環境に置かれていることは事実である。しかし、子どもはこの町で生まれ、今もこの町で育っていることを考えれば、その環境を特別視しては問題の解決にはならない。

今までの児童福祉の制度はどちらかといえば申請主義であり、支援、見守りが必要な家庭が福祉の制度に乗っていないことも度々あった。

要保護児童対策の目的は、要保護児童に対する理解を深めることにより、そのような状態を見逃すことなく、適切な対応をしていくことである。

子どもに関わる関係者だけでなく、地域全体がそれらの問題を直視し、子育ては個々の家庭の問題ではなく、社会全体で行うという認識を深めていく必要がある。



## 前原市要保護児童対策協議会設置規程

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定により、要保護児童（法第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見やその適切な保護並びに要保護児童及びその家族（以下「要保護児童等」という。）への適切な支援を図るため、前原市要保護児童対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 要保護児童等に関する情報交換並びに要保護児童等に対する支援に係る協議に関すること。
- (2) 関係機関等（次条に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）の連携及び協力の推進に係る協議に関すること。
- (3) 要保護児童等に係る広報・啓発活動に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関等に所属する者を構成員とする。

- (1) 糸島保健福祉環境事務所
- (2) 前原市立小学校
- (3) 前原市立中学校
- (4) 前原市立小中学校養護教諭部会
- (5) 中央児童相談所
- (6) 前原市教育委員会
- (7) 前原市民生部
- (8) 前原警察署
- (9) 糸島医師会
- (10) 糸島歯科医師会
- (11) 前原市内私立保育所
- (12) 前原市内幼稚園
- (13) 糸島保護区保護司会
- (14) NPO
- (15) 前原市民生委員児童委員協議会
- (16) 学識経験を有する者
- (17) その他市長が特に必要と認めるもの

(組織)

第4条 協議会は、代表者会議、要保護児童ネットワーク会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、関係機関等の代表者によって構成し、要保護児童対策全般についての情報交換、施策の策定、関係機関等の連携のあり方等について協議する。

(要保護児童ネットワーク会議)

第6条 要保護児童ネットワーク会議は、関係機関等で要保護児童等の支援を実際に行っている担当者によって構成し、要保護児童等の実態や支援内容の総合的な把握を行うため、定期的を開催する。

2 要保護児童ネットワーク会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、関係機関等で個別の要保護児童等の支援を実際に行っている担当者によって構成し、要保護児童等に対する具体的な支援方針を作成し、確認するため、随時開催することができる。

(要保護児童対策調整機関)

第8条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、前原市民生部児童家庭課を指定する。

2 要保護児童対策調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関すること。

(会議の招集)

第9条 代表者会議、要保護児童ネットワーク会議及び個別ケース検討会議は、要保護児童対策調整機関が招集する。

(秘密を守る義務)

第10条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(前原市児童虐待防止連絡会規程の廃止)

2 前原市児童虐待防止連絡会規程（平成13年前原市告示第149号）は、廃止する。